

LIBRA

2021年 4 月号

〈特集〉

記録を救おう！

— 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存 —

〈クローズアップ〉

2021年度 役員紹介



光に願いを込めて



ウィーン・シュテファン大聖堂

春，射し込む光が輝きを増していきますように。

会員 今井 智一 (63 期)

特集

02 記録を救おう!

— 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存 —

- | | | |
|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存 | 清水 勉 |
| 2 | 「判決原本の保存」運動を振り返って | 青山 善充 |
| 3 | 「図説 判決原本の遺産」 | 永石 一恵 |
| 4 | 外国の例 | 四ノ宮 啓 |
| 5 | これからの民事裁判記録の保存 | 木村 英明 |
| 6 | 座談会 | |
| | 澤 康臣 (元共同通信記者・専修大学教授) | |
| | 江川 紹子 (ジャーナリスト) | |
| | 清水 勉・青山 善充・永石 一恵・木村 英明 (事件記録特別保存検討WT) | |

クローズアップ

20 2021年度 役員紹介

連載等

- 24 常議員会報告 (2020年度 第10回)
- 27 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～
vol.7 緊急事態宣言下, ない, ない生活 二宮麻里子
- 28 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第107回 濫用的懲戒請求による業務妨害 柳澤里衣
- 29 今, 憲法問題を語る
第110回 民主主義と自由主義 松本利哉
- 30 近時の労働判例
第93回 最高裁第三小法廷令和2年10月13日判決(メロコマース事件) 佐々木誠
- 32 刑弁でGO!
第94回 裁判員等選任手続きのいろは 鶴飼裕未
- 34 東弁往来
第72回 法テラス浜田法律事務所 平野愛子
- 36 わたしの修習時代: 遠い記憶の修習時代 28期 吉野 徹
- 37 72期リレーエッセイ: 置かれた場所と真実の花 笹本花生
- 38 お薦めの一冊: 『残酷な王と悲しみの王妃』 田村里佳
- 39 コーヒーブレイク: おうち時間に…空間アレンジのすすめ 細沼萌葉
- 40 会長声明
- 46 インフォメーション

記録を救おう！

——歴史的記録としての民事訴訟記録の保存——

民事訴訟が終わったあと、会員の皆さんは訴訟記録の山をどうしているだろうか。元依頼者からの問い合わせなどを考えて5年は保管するとしても、それ以降は判決原本や和解調書などは残しても、膨大な頁数の訴訟記録は廃棄せざるを得ない。個人としては保管場所でも将来の他者による利用でも対応困難だ。

しかし、裁判所が、最高裁まで争われた著名な憲法訴訟の訴訟記録でさえ、判決確定から5年でほとんど廃棄し続けて来たという最近までの実情は問題だ。弁護士が他人の扱った事件記録から学べることは多い。また、長い年月が経って、研究者やジャーナリスト、市民が、弁護士とは異なる視点から、判決書だけでなく訴状や答弁書、準備書面、証人尋問調書などを歴史的記録として眺めたとき、きっと異なる景色や問題点を発見する。裁判所による廃棄はその機会を永遠に奪うことを意味する。

当会では、昨年7月、事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム（「事件記録特別保存検討WT」）を発足し、この課題に取り組むことにした。会員の皆さんにも、是非、この永久保存すべき訴訟記録を見出す作業に加わっていただきたい。

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム

CONTENTS

1 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存	2頁
2 「判決原本の保存」運動を振り返って	5頁
3 「図説 判決原本の遺産」	8頁
4 外国の例	10頁
5 これからの民事裁判記録の保存	11頁
6 座談会	14頁

1 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存

事件記録特別保存検討 WT 座長 清水 勉 (40 期)

眠りから目覚めた最高裁

最高裁が、1992年2月、事件記録等保存規程（昭和39年12月12日規程第8号）（以下「保存規程」という）の一部を改正する規程（平成4年最高裁判所規程第1号）により「附則第3項を削る。」とした

だけの改正が、実は大事件だった。同項には、「判決の原本の保存期間は、当分の間、従前のとおりとする。」と規定され、永久保存とされていた。この改正により判決確定後50年を経過した判決原本は原則としてすべて廃棄されることになった。永久保存したければ、弁護士が自分で保存するか、保存規程9条2項により

「史料又は参考資料」として最高裁の指示のもとに永久保存すればよいとした。これに驚いた学者らが判決原本保存運動を起し、これは判決原本すべてを永久保存するという大きな成果を挙げた。これに比べ、訴訟記録の永久保存については特段の保存運動は起こらなかった。その結果、最高裁も意識的に訴訟記録を保存しようとはせず、実際には判決確定から5年経過した訴訟記録は著名事件も含めてほぼすべて廃棄し続けていた。

一昨年（2019年）、このことを新聞記事等で指摘された最高裁は、昨年（2020年）、全国の地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所・高等裁判所に対して、各裁判所で保管している民事裁判の確定記録について歴史的意義のあるものを選別し永久保存するよう働きかけた。当会は東京地裁等が保管する確定した訴訟記録のうち歴史的価値のあるものを永久保存とすべく2項特別保存検討ワーキングチームをつくり活動を開始した。「2項特別保存」という名称は保存規程9条2項にちなんだものである。

訴訟終結後の民事訴訟記録の保存価値

行政事務に関する文書には、現に行政事務に使われている現用文書と、行政事務で使われなくなった非現用文書の二種類がある。行政実務に携わっている職員にとって重要なのは現用文書であって、非現用文書はいらなくなった廃棄対象である。そのため一定期間保存したのち廃棄することになっている。

これと似た関係は弁護士が扱っている民事訴訟記録にもある。訴訟の準備段階から終結までの間、手持ちの訴訟記録の紛失はそれが一部であったとしても大事件であるのに、終結後は邪魔な存在に一変する。判決書や和解調書などの写しだけは参考資料、記念に残しておくという弁護士はいるかもしれないが、訴訟記録全部を残している弁護士はいないのではないだろうか。

とはいうものの、全く違う考えも頭のなかをよぎる。マスコミが大きく報道する“画期的な判決”は裁判官のひらめきで突如生まれるわけではない。それを引き出す訴訟活動があったからこそ生まれたものののだ。

よくできた主張書面、苦勞して手に入れた意外な証拠、すばらしい証人尋問や反対尋問などがあってこそなのだ。それをずっとあとになって、法律家や一般の人々が読み返すことにはきっと意義があるだろう。また、訴訟は特定の目的のためだけに行われるから、訴訟の過程で社会的に意味のある証拠や証言が現れても、それが判決に反映することはない。様々な人々が訴訟記録を歴史的記録として眺めれば、こういう記述を発見することができる。将来の人たちからいま私たちが行っている訴訟活動をみれば、歴史的記録を編纂する作業を行っているようにもみえる。

判決原本さえ消滅の危機にあった

民事訴訟の判決原本については1999年から、「特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的」として設置された国立公文書館（国立公文書館法4条）に永久保存されるようになった。このときまで各地の裁判所に保存されていた明治初年以降の判決原本も含まれている。大量廃棄の憂き目をみるはずだった民事判決原本が永久保存されるようになったのは、今日では考えられないような奇跡の連携の賜物だったのである。本特集2（5頁以下）において、直接、保存運動に関わった青山善充会員（当時、東京大学教授）がみずから解説する（判決原本の保存運動）。

保存運動によって廃棄を免れた判決原本とはどのようなものなのか。林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』（信山社）で様々な判決原本を紹介している。判決文なのに「図説」と銘打っている意味はこの本の表紙をみればわかる。ページをめくればさらに納得するだろう。本特集3（8頁以下）において、永石一恵会員がたのしく解説する。

判決原本を国立公文書館で保存する法的根拠

判決原本を地方裁判所に保存しておくことは特に

問題ないのだが、国立公文書館に移管し保存することは権力分立からして実は当たり前のことではないようだ。国立公文書館は行政機関、裁判所は司法機関だからである。たしかに、裁判で扱っていた訴訟記録（司法文書）を行政機関である国立公文書館に移管して保存するというのは違和感を感じなくはない。

しかし、権力分立は何のためにあるのかと掘り下げて考えてみると、違和感は薄らぐ。権力分立を明確に意識すべきなのはそれぞれの権力を行使し対立している場面においてであって、判決が確定し一定の期間が経過した訴訟記録の保存は一種の歴史的記録の保存と考えてよいはずであって、行政文書の保存と別異に考えなければならないということはないのではないか。

そう考えると、公文書管理法（平成21年法律66号）で、行政機関以外の国の機関が保有する歴史的公文書等の保存と移管について第14条で特別に規定し、国立公文書館で保存できるようにしていることは合理性があるといえよう。

すなわち、「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」である司法機関は、「内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。」（1項）とし、「内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。」（2項）こととし、「前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができ」（3項）、「内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。」（4項）としている。宇賀克也著『第3版・逐条解説公文書等の管理に関する法律』（第一法規）の該当条文の解説を読むと、詳しい経過が書かれている。興味のある方はぜひ参照されたい。このような手続を経ることによって判決原本は国立公文書館に保存されるようになっている。民事裁判記録を国立公文書館で永久保存をする場合もこの手続によることになる。

外国では

外国でも民事判決原本や訴訟記録などを保存する制度が運用されている。民事判決も歴史的記録のひとつという位置づけがなされているからだろう。しかし、どの範囲の記録をどれほどの期間、さらには永久保存するかは国や地域によって異なる。本特集4（10頁以下）では、四ノ宮啓会員がアメリカ、ドイツ、フランスの状況について簡単に解説する。関心のある方は、自分でさらに詳しく調べてみてほしい。

廃棄してきた日本

判決原本を除く民事訴訟記録の保存期間は5年とされている。そして、保存規程9条では、保存期間満了後の保存について規定している。1項が「特別の事由により保存の必要があるもの」、2項が「史料又は参考資料となるべきもの」である。このような保存をするには最高裁の指示を受けることになっている（3項）。保存期間満了後の保存が裁判所内部の判断で行われていたことにより、歴史的価値のある訴訟記録の多くが廃棄され続けて来た。

そんなところへ、2019年8月5日付信濃毎日新聞朝刊は1面トップで、「憲法裁判記録86%廃棄」「判例集掲載民事137件調査」「審理過程検証不可能に」の見出しで、『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ』（第6版）に掲載されている民事裁判記録137件のうち118件（86%）が廃棄、18件（13%）が保存、不明1件という実情を報じた。廃棄された記録のなかには、朝日訴訟（最大判昭和42年5月24日）、八幡製鉄事件（同昭和45年6月24日）、三菱樹脂事件（同昭和48年12月12日）、マクリーン事件（同昭和53年10月4日）、レペタ事件（同平成元年3月8日）、在外邦人選挙権制限違憲訴訟（同平成17年9月14日）、国籍法違憲訴訟（同平成20年6月4日）などもあった。これらの裁判については訴訟記録をもとに判決を検証することはできない。この記事を書いたのが、掲載時、共同通信の記者だった澤康臣氏（専修大学教授）だ。

同年11月、最高裁は上記報道を踏まえて全国の裁判所に「事件記録等の廃棄保留について（事務連絡）」を発し、これにより訴訟記録の廃棄は一時的に止まった。当会の取り組みについては木村英明会員が本特集5『これからの民事裁判記録の保存』（11頁以下）で解説する。

最高裁への請願とこれから

2019年3月、フリージャーナリストの江川紹子氏、福島至龍谷大学法学部教授、塚原英治弁護士（第二東京弁護士会）は連名で、最高裁と東京地裁宛てに、民事特別保存記録の指定の透明化と東京地裁保管記録の特別保存指定等を求める請願を行った。請願の趣旨は、①保存規程に基づく、民事特別保存記録の

指定について、外部委員を含めた諮問委員会を設けるなど指定プロセスを透明化すること、②東京地裁に長期保管されている約270件の裁判記録については、家永訴訟など重要事件の記録を特別保存記録に指定するとともに、その余についても廃棄前に第三者の意見を聞くこと、というものである。

歴史的意義のある民事訴訟記録の保存について幅広くさまざまな人々が関心をもつようになれば、それらは後世に残されることになるだろう。弁護士、弁護士会が積極的に取り組むべき重要な課題と言ってよいであろう。

なお、刑事裁判記録は刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）によって保存されている。これはこれで歴史的記録の保存という観点からは問題が山積みだ。

2 「判決原本の保存」運動を振り返って

事件記録特別保存検討 WT 委員 青山 善充

いま裁判所からの呼びかけに応じて東京弁護士会が取り組んでいる「民事訴訟記録の特別保存」は、今を過ぐる十数年前の「判決原本の保存」運動のいわば延長である。そこで、その運動の発端から終結までのやや波乱に富んだ物語を、4幕のドラマ仕立てで再現してみる*1。題して「いまわかしはんけつげんほんほぞんばなし今昔判決原本保存噺」。ちなみに当時、私は東京大学法学部教授として終始その運動の渦中にいた。

第1幕 最高裁判所——廃棄の決定

発端は1992年（平成4年）、最高裁がそれまで永久保存としてきた民事判決原本を、確定から50年の

保存期間を経過した順に廃棄すると決定し（事件記録等保存規程の改正）、その例外として特別保存に付するものの運用の基準を明らかにした（事務総長通達）ことであった*2。廃棄する理由は、各裁判所の書庫が満パイ、管理保存に手間・時間がかかる、あまり利用されていない等であった。実際の廃棄は、2年後の1994年（平成6年）から始めるとされた。

この方針が伝わるや、全国の歴史研究者・法学者・法曹・ジャーナリストなどの間で蜂の巣をつついたような騒ぎになった。何しろ廃棄の対象は、明治初期から1943年（昭和18年）末までの約70年間に確定した民事判決のほとんど全部である。いうまでもなくこの時期は、日本が幕藩体制を脱し、西欧文物の導

*1：詳しくは、拙稿「民事判決原本の保存—廃棄からの蘇生—」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』（2003年、信山社）1頁以下。

*2：服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」自由と正義43巻4号（1992年）109頁以下。

入によって近代化を図り、富国強兵政策のもと日清・日露戦争を戦い、大正デモクラシーと第一次世界大戦を経て、やがてあの太平洋戦争に突入して敗戦に至るその前夜までであり、この時期の民事裁判には、日本の近代化の足跡や各地における庶民の生活の有り様が色濃く反映されている。それを一気に廃棄してよいのか、後世に残すべきではないのか、という声が各地から澎湃と湧き起こってきたのは不思議ではない。

第2幕 「判決原本の会」 ——国立十大学による一時保管

その中で立ち上がったのは、「判決原本の会」であった。これは、林屋礼二東北大学名誉教授を代表とする国立大学法学部教授（主として民事訴訟法・民法・法制史担当）有志による団体で、私はいわばその事務局長であった。「判決原本の会」は何をしたか。保存運動の多くのグループが声明・要望書の発表、シンポジウムの開催等を手段としたのに対して、「判決原本の会」は「足」で運動を展開した。

私たちは最初に最高裁に足を運び、保存の継続を直訴した。しかし、「現用を終えた判決原本は、裁判所としてはもはや保存の必要はなく、特別保存するものを除き廃棄する」との当初の方針はビクとも動かなかった。ただ、何回か折衝しているうちに、裁判所としても判決原本の廃棄は苦渋の決断であり、もしそれが今後きちんと責任をもって保存される体制が整えられるならば、強いて廃棄を急ぐわけではなさそうだ、との感触を得た。

そこで、私たちの目標は、廃棄対象の判決原本をそっくり引き取ってくれる施設を探すことに変わった。理想としては法制博物館や司法公文書館の新設が考えられたが、現実的ではなかった。そこで既存の施設で保管してもらえないだろうかと考えて、私たちが次に足を運んだのは、国立公文書館（当時つくば分館構想が具体化していた）、国立国会図書館、新庁舎完成後の法務省（旧庁舎赤レンガ館を法務史料展示館にする構想が進行中）、新会館完成後の日弁連（ど

こかに空きスペースがないかと）、さらには東大法学部附属近代日本法政史料センター、国際日本文化研究センター（京都）などであった。しかし、どこからも断られた。相談に行った文部省（当時）も、学術研究のために真に必要ななら大学の関連施設で保存することはよいが、そのために文部省として人員や予算を付けることはできない、ということだった。何しろ分量が多すぎた。ちなみにその分量は——その後の作業でわかったことだが——簿冊（判決原本は数件をまとめて平均数センチの厚さの簿冊に綴じられている）の数にして36000冊余り、厚さにして2200メートル、ゆうパックL型の段ボール箱に入れると約6500箱であった。各施設が尻込みするのも無理はなかった。

かくてすべて八方塞がり、しかしここで引き下がってはナントカが廃る。「判決原本の会」が窮余の一策として考え出したのは、8高裁所在地の国立大学法学部が分担してその高裁管内の判決原本を一時的に——恒久施設への移管まで——保管するというアイデアであった。この案を各大学に打診したところ、北海道大学以下、東北、東京、名古屋、大阪、広島、香川、九州の各大学に加えて、岡山大学（岡山地裁分）、熊本大学（熊本地裁、鹿児島地裁分）から一時保管に応じてよい、との回答があった。ヤレ嬉しや、これを受けて最高裁と折衝した結果、1993年（平成5年）12月、まさに廃棄寸前のタイミングで最高裁は当面の廃棄を見合わせ、国立十大学法学部に移管すると決定した。このことは、新聞各紙にも大きく報ぜられた（12月15日付け）。かくて最高裁と国立十大学法学部との間に合意書が作られ、1994年から翌年にかけて、全国の裁判所から順次国立十大学に判決原本が搬入されたのである。

第3幕 国会——国立公文書館法の制定

国立大学での保管は、初めから一時的（3～4年）という約束であった。私たちはこの期間を利用して、文部省に科学研究費を申請して研究会を立ち上げ、受け入れた判決原本の調査研究をするとともに、諸外国の司法資料保存のあり方を調査した。これらを総合

して、日本でも——行政文書については国立公文書館があるように——司法関係文書については「国立司法公文書館」とでもいうべき施設で保管すべきではないか、という考えに収斂していった。しかし、新施設を作ることは当時の日本の状況からみて至難であった。

既存施設の活用という観点からみて最もふさわしいのは、やはり国立公文書館であった。しかし、これについては当初から大きなネックがあった。それは、設置法令が「国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する」と定めていたことである（総理府本府組織令20条2項）。判決原本は「行政に関する」公文書に該当しないからである。ならばいっそ国立公文書館の所掌権限を拡大して、「司法文書」も対象にすることはできないか。ここで私たちの運動は、官庁の権限の拡大も視野に入れて、マスコミへのアピールと政治家への働きかけに注力するようになった。

マスコミはその訴えに耳を傾けてくれた。読売新聞が社説で「国の責任で判決原本の保存を」と説き（1996年8月9日）、朝日新聞も社説「判決原本は国民の文化遺産だ」の中で「青山教授たちのささやかな声に、法曹関係者はもちろん、行政も国会議員もぜひ、耳を傾けてもらいたい。貴重な文化遺産を次の時代に引き継ぐために」と説いた（同年8月20日）のは、その典型であった。

やがて、こうした声は、1996年（平成8年）夏以降、政治を動かすことになった。とくに宮城県選出の亀谷博昭参議院議員（自民党）は、判決原本の保存に深い理解を示し、議員立法によって問題の解決を図ろうとされた。国会議員が東大で保管中の判決原本の視察に訪れたのも、私が参議院自民党政策審議会に呼ばれて実状を訴えたのも、その頃である。亀谷議員ののちの述懐によれば、初めは「民事判決原本保存法」という議員立法を考えたが、1998年（平成10年）2月、国立公文書館のヒアリングを経て、参議院法制局を巻き込んで協議した結果、現にある国立公文書館を

——政令ではなく——「国立公文書館法」という新たな法律によって根拠づけるとともに、そこで行政・立法・司法に関する公文書を一括保存するという一方で、関係各省庁と認識が一致した、とのことである。その後の紆余曲折は省くが、国立公文書館法は、1999年（平成11年）6月15日に成立した（法律第79号）。

成立した国立公文書館法では、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供する」（4条）ことが目的に掲げられ、その「公文書等」の定義は単に「国が保管する公文書その他の記録」とされた（2条）。つまり、司法文書も含まれることになったのである。かくして判決原本保存運動は、期せずして民主主義社会の根幹をなす公文書保管の基本法ともいえる国立公文書館法の制定に繋がったのである*3。私たちの目的からみれば「瓢箪から駒」どころか巨像が転がり出た感じであった。

第4幕 国立公文書館つくば分館 ——永久保存

国立公文書館法は2000年（平成12年）10月から施行された。私たちは、法律が施行されれば、すぐにも国立公文書館つくば分館——すでに1998年10月にオープン——への移管が可能と思っていた。ところが実際には資料選別問題、移管手続問題等いくつかの問題があった。その詳細をここで語る余裕はない。

結局、国立大学と国立公文書館との協議により、2001年（平成13年）から12年かけて各大学から順次つくば分館に搬入するスケジュールを立て、それに従ってすべての判決原本の搬入が終わった。

こうして廃棄の淵から蘇った判決原本は、現在つくば分館3階の最も広い「書庫12」に最適の環境のもとで整然と配架され、一般の利用を待っている。その實際をこの目で見えた時の安堵と感激、多くの関係された方々への深い感謝の念を、私は今でも忘れることができない。

*3：もっとも、当初の国立公文書館法は、同館の独立行政法人化（平成11年法律第161号）および公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の制定を経た現在、純粋に組織法として整備されている。ここでは、裁判所から移管された判決原本を初めとする司法関係文書は、「特定歴史公文書等」として保存され、利用に供されることになっている（国立公文書館法2条2項、公文書等の管理に関する法律2条7項3号・14条）。

3 「図説 判決原本の遺産」

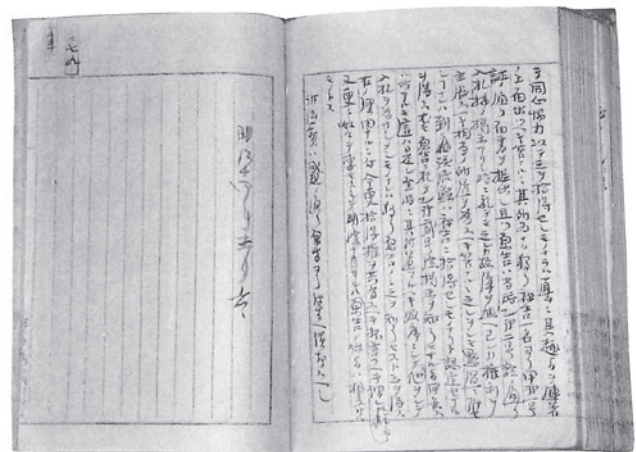
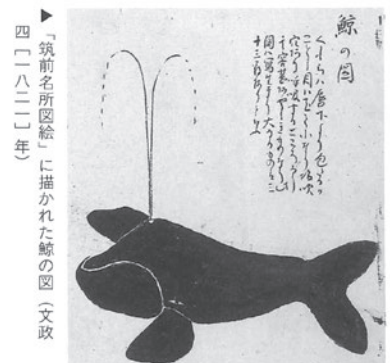
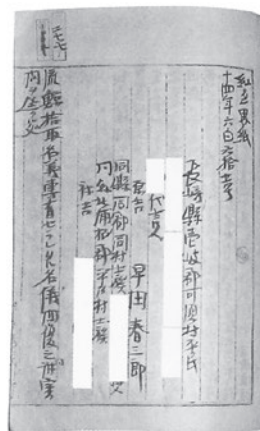
事件記録特別保存検討 WT 委員 永石 一恵 (63 期)

本書は、本ワーキングチームのメンバーである青山善充会員が関わられた「判決原本の会」の運動により判決確定から50年で廃棄されるという悲劇から救われた判決原本を、事件内容、時代状況、判決後の顛末等の解説を添えて、フルカラー写真で掲載したものである。歴史的資料として読み応えがあるだけでなく、民事判決原本の永久保存運動に尽力された先生方の興奮ぶりが伝わって来る、読んでいるこちらもワクワクする内容である。その一部を紹介する。判決書の写真を眺めて「この判決文の文字は手書きなのにすごく綺麗／流暢すぎて全く読めない」「三百代言の言葉どおり弁護士が代言人と書かれている」などと感じるだけでも楽しい読み物である。

写真：「図説 判決原本の遺産」(林屋礼二、石井紫郎、青山善充 編 信山社)より

平戸区裁判所明治14年12月6日判決（流鯨拾得名義回復事件）

本件は捕鯨が盛んだった長崎県杵岐郡で発生した流鯨（ながれくじら）の拾得権の帰属をめぐる事件である。流鯨とは、沖に漂流する鯨を船を出して大勢で浜に引き上げる方法で捕獲した鯨をいう。江戸時代には鯨の捕獲方法に応じて課税されており、流鯨は入札にかけられ落札価格の一部が運上（年貢以外の税）とされていた。被告は自身を鯨の単独拾得者として届け出たが、原告ら3名は自分たちも捕鯨に協力したとして被告の届出を取消し共同拾得名義を回復するよう求めた。判決は、流鯨という無主物を第一発見者に帰属させるという当時の地域の慣行やその他の事情を踏まえ、被告の単独拾得を認定した。時代や地域の実情を判決文によってうかがい知ることができることは大変興味深い。



岐阜県明治9年9月27日判決（入会山境界争論）

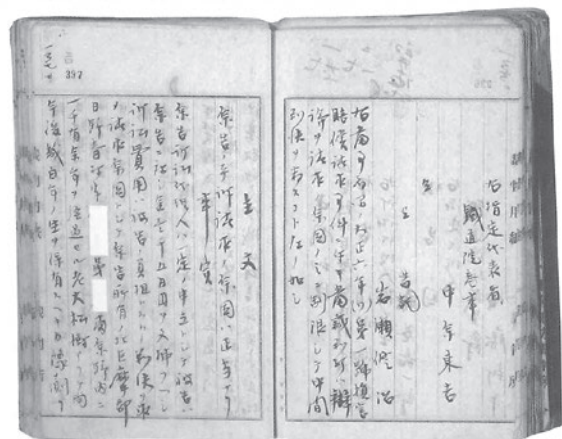
本件は入会山の境界争いで、ある村の戸長が他村の戸長、副戸長等を相手取って訴えた事件である。判決書には朱筆での訂正や修正書面の貼付が施されており、下僚の起案に裁判官が手を入れたものと推測される。当時の判決は口頭での告知に主眼があり、裁判所に保管すべき判決文はこのような修正方法でも問題なかったようだが、裁判官によってはすべて清書し直すこともあったようで、手書きならではの苦勞がしのばれる。



信玄公旗掛松事件の第一審甲府地方裁判所判決原本

武田信玄にまつわる伝説の名松が汽車の煤煙で枯死したことを理由として松の所有者が国を相手取って損害賠償請求した事案であり、権利濫用論に関する誰もが知る著名な判決。本件は、大正7年に甲府地裁で中間判決を受けた後、複雑な訴訟経過を辿っており、大審院判決記録は原告の子孫に伝承され残されていたものの、地裁及び東京控訴院の判決等は空襲等により焼失したと考えられていたが、1997年に東京大学が甲府地裁から移管を受けた簿冊に含まれていることを学者が見つけ出した。旗掛松事件のような著名事件は、大審院判決だけでなく地裁、高裁の判決も興味深いものがある。失われたと思われていた下級審判決文が見つかったときの研究者の歓喜の様子が想像できよう。

▼ 枯死前の信玄公旗掛松



4 外国の例

事件記録特別保存検討 WT 委員 四ノ宮 啓 (33 期)

はじめに

欧米における裁判資料の保存は裁判所と公文書館の二元体制を採用しているところが多い。それは裁判資料は、歴史理解のため、立法・行政・司法活動のため、当事者や関係人の利益確保のため、恒久的価値がある資料と考えるからである。

1 アメリカ

連邦と州では制度が異なるが、連邦の制度を概観するとその特徴は、裁判記録も、連邦機関の記録を統括的に管理する国立公文書館記録管理庁(NARA)が、記録管理を直接的に指導監督している点にある。

(1) 保存期間

保存期間は司法政策指針で詳細に定められている。たとえば、地方裁判所の事件ファイル(訴状から判決までの一件記録)は、民事記録は1970年以前のもの、一定の法律が関係するもの、NARAが歴史的価値を認めたものは永久保存とされ、それ以外の保存期間は15年である。刑事事件は1969年以前のもの、1970年以降正式裁判(トライアル)を経た事件、またNARAが歴史的価値があると認めたものは永久保存とされる。

(2) 公開

法廷記録は、医療記録を除き、原則一般公開である。簡単な手続で、だれでも閲覧・謄写できる。

(3) 廃棄等

永久保存記録は15年(死刑事件は30年)で

NARAに移管される。現用でなくなった処分可能記録は連邦記録センターに移され、保存期間満了後、裁判所の承認を経て廃棄される。

2 ドイツ

ドイツにおいても、裁判所は連邦公文書館法の規律に服する。公文書館法の眼目は、歴史理解のため、立法・行政・司法活動のため、または当事者や関係人の利益確保のため、恒久的価値がある資料を「公文書館保存価値がある」ものとして、裁判所を含む諸官署から公文書館に引き渡させることにある。

(1) 保存期間

官署で生ずる文書類全般について種類別に細かく全国統一の保存期間が規定されている。民事事件記録のうち判決や和解などの執行名義は30年、訴訟記録の他の部分は5年、刑事事件の有罪判決は30年とされている。

(2) 公開

民事訴訟記録を第三者が両当事者の同意なく閲覧するには「法的利益」の疎明が必要である。刑事訴訟記録は私人の閲覧は原則として禁止されるが、学問上の利用に限り、関係人や事件の同定につながる事項の公表を避ける等の条件で認められる。

(3) 廃棄等

保存期間満了後は、連邦公文書館または各州公文書館の中間書庫に移管され、公文書館保存価値があると認められるものは保存され、それ以外は廃棄される。

3 フランス

フランスにおいても保管に関しては裁判所と国立・県の文書館の二元体制となっている。

(1) 保存期間

裁判所での保存期間は、判決原本は30年、その他の記録は5年を原則とする。事件記録でも刑事重罪院事件は30年とされる。裁判所での保存期間が終了すると、文書館に送付する文書が選別される。判決原本は全件保存、事件記録は10年間のうち所定の1年（たとえば西暦年号末尾が3の年など）とすること及び社会的・法律的に重要な事件かどうかを組み合わせで行う。

(2) 公開

判決は、身分関係訴訟などを除き、原則として一

般公開で、閲覧謄写物の利用も利用者の責任とされる。訴訟事件記録は原則非公開で、100年後の公開が原則とされるが（一般の非公開文書の公開は30年後）、希望者は例外的に文書保存局に閲覧等の特別申立ができる。

(3) 廃棄等

裁判所において一定期間保存した後、保存文書は国立または県の文書館に送付して永久保存とする一方、保存しないものは裁判所が廃棄するのが原則である。

<参考文献>

- 国立国会図書館調査報告書『日米独における裁判記録の保存・公開・廃棄』（2019年）
- 特集「判決原本の保存・利用とプライバシー」ジュリスト1078号（1995年）

5 これからの民事裁判記録の保存

事件記録特別保存検討 WT 委員
2020年度担当副会長 木村 英明 (46 期)

特別保存の制度

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁規程第8号）は、裁判所が保存する事件記録について、保存する裁判所と期間を定めて保存期間が満了すれば廃棄するということを定めた、全部で10条からなる規程である。

同規程9条は、保存期間が満了しても保存する記録について規定しており（別掲参照）、同条1項は、例えば再審事件が係属しているなど、当該事件に関係する事由により保存すべき理由があれば、その事由が存在する間は保存されるというものであり、同条2項

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁規程第8号）抜粋 （特別保存等）

- 第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。
- 2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。
- 3 （省略）

は、史料又は参考資料となるべき記録を永久保存するというものである。

今回の特集で取り上げる記録の保存は、同条2項に基づく記録の保存である（以下、2項特別保存という）が、長らく機能せず、判決原本を除く民事訴訟記録は保存期間満了後次々と廃棄されていた。

特別保存のための態勢づくり

2019年2月5日の朝日新聞朝刊は、「重要裁判多数の記録廃棄」という見出しの下、裁判記録のうち歴史資料として価値がある記録を永久保存するための2項特別保存の制度が、東京地裁では活用されておらず、2項特別保存に付された事件は11件に過ぎないという記事を掲載した。この新聞記事は、保存期間が経過すると廃棄されていく裁判記録の中に、歴史の断面を切り取った貴重な記録があることを指摘して、その保存を訴えるものであった。同年8月5日には、信濃毎日新聞を初め多くの地方紙でも著名事件の記録が廃棄されていることを指摘する記事が掲載された（共同通信配信記事）。

また、同年3月19日、関東弁護士会連合会が、「歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理を求める理事長声明」を発して、歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理と事件記録等保存規程に基づく保存記録の指定について外部委員を含めた諮問委員会の設置を求めるなどの要請を裁判所に対して行った。

これらを受けて最高裁は、同年11月18日、全国の裁判所に対してすべての民事裁判記録の廃棄を一時停止するよう指示し、全国の裁判所の保存実態調査に着手した。

2020年2月18日、東京地裁は、民事事件の記録保存に関して、「事件記録等保存規程の運用について」（平成4年2月7日最高裁事務総長依命通達）第6の2（別掲参照）に基づく運用要領を定めた。

その中で、東京地裁は、在京の弁護士会や学術研究者等から要望のあった事件については、保存記録選定委員会の意見を聴いて所長が2項特別保存に付すか否かを認定すると定めた。

同年5月19日には関弁連が、東京三會会長宛に、

東京地裁が上記運用要領を定めたので地裁と協議をしてほしいとの要請を行った。

これを受けて6月12日、東京三會の副会長は東京地裁の裁判官らから民事訴訟記録の2項特別保存制度について説明を受けた。保存の対象として、重要な憲法判断が示された事件、世相を反映した事件で史料的価値の高い事件などが例として挙げられた。また、都内の全地・簡裁の民事事件記録について、最高裁判所民事判例集や最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件、担当部から重要な憲法判断が示された等の理由で保存すべきとの申出があった事件、及び主要日刊紙2紙以上に終局が掲載された事件については、運用要領に基づき裁判所の判断

事件記録等保存規程の運用について（平成4年2月7日最高裁事務総長依命通達）抜粋

第6 2 2項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4) (以下省略)

で2項特別保存に付するとともに、外部からも10月末日を期限として保存の要望を受け付けるとのことであった。

外部から保存の要望があった事件については、地裁の保存記録選定委員会で検討するとのことであったが、東京三会から要望があった事件については、原則として、全てを保存に付するとの意向が示された。

東京三会ともこの裁判所の申出を受け入れ、当会では、私が担当となって、2020年10月末に設定された要望書の提出期限までに特別保存に値する民事記録を選ぶこととなった。そこで、特別保存に値する事件を選定するためのワーキングチーム（WT）を組織することとして、日弁連の情報問題対策委員会に所属し、この問題に強い関心を持っている清水勉会員や、『図説 判決原本の遺産』（信山社）の編者の一人で2020年6月に当会に入会された青山善充会員などに委員に就任していただき、私を含めた6名のWTが発足した。

2020年度の記録選定

7月にWTの第1回会議が開かれ、10月5日を締切として会員から保存に値する記録の募集を行うことを決めて、早速当会会員サイトで告知した。

締切までに会員から4件、WT委員から4件の合計8件の申出があり、WTでは、このうちの6件を東京地裁に推薦することを理事者に答申した。

これを受けて当会では、この6件について同月30日に東京地裁に要望書を提出した。なお、会員から推薦を受けたものの会としては推薦しないとした事件についても、申し出た会員が推薦する事件として、地裁に要望書を提出した。

会として要望した事件は、松川事件国賠請求事件、日本共産党幹部宅盗聴事件、夫婦同氏制が合憲とされた事件、NHK受信料制度が合憲とされた事件、強制送還時に死亡した外国人の遺族による国賠請求事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく共通義務確認事件であった。

これらの中には既に保存期間が満了してしまった事件が含まれるが、これは、裁判所に記録が残っていれば保存してほしいという意図で要望した。

2020年に確定したばかりの事件も推薦した。これは、裁判所から、今年保存期間が満了する事件に限らず、期間満了前の事件であっても要望を出してかまわない、そのような記録については裁判所で記録しておいて、保存期間が満了する年に保存する、という説明を受けたことに依る。

なお、今回要望書を提出した記録が2項特別保存に付されたかどうかは、2021年6月までに東京地裁のウェブサイトで公表される予定である。

今後の特別保存

2020年度が取組の初年度であり、時間も限られている中での選定作業となったが、思いのほか件数が少なく、余裕をもって選定することができた。

今回は要望書を提出しなかったが、東京三会と東京高裁、知財高裁及び東京家裁との間でも東京地裁と同様の扱いをするという協議が調っている。

毎年膨大な数の事件が処理されていることからすると、保存すべき事件が、まだまだ埋もれているはずである。それらの記録を探し出して要望するには、東京三会や学術研究者がばらばらに対応しているのは効率が悪い。今後は、協同して裁判所に要望していく仕組みを作れないか検討する必要がある。また一歩進んで、弁護士会、裁判所、歴史研究者、ジャーナリストなどが協同して、特別保存すべき記録を選定する委員会を作って記録の選定にあたるということができればよいと考える。

そのような仕組みが直ちにはできないとしても、今後も裁判所は、同様の方式で要望の受付を行っていくので、会員各位におかれては、後世に残すべき記録について、ぜひ当会に推薦してほしい。



6 座談会

実施日

2020 年 12 月 25 日

出席者

*写真左から
*敬称略

澤 康臣 元共同通信記者・専修大学教授
江川 紹子 ジャーナリスト
清水 勉 事件記録特別保存検討 WT 座長 (司会)
青山 善充 同 WT 委員
永石 一恵 同 WT 委員
木村 英明 同 WT 委員・2020 年度担当副会長

司会：ただ今より歴史的記録としての民事訴訟記録の保存についての座談会を始めます。まず、簡単な自己紹介をお願いします。

木村：このワーキングチームの2020年度担当副会長の木村です。

永石：東京弁護士会と日弁連で民事裁判手続に関する委員会に所属しています。

青山：東京大学、成蹊大学、明治大学の法学部や法科大学院で、長く民事訴訟法の研究や教育に当たってまいりました。東京大学在職中に判決原本の保存運動にかかわりました。

澤：1990年から2020年の春まで実は共同通信の記者をしておりまして、2020年の春から専修大学でジャーナリズムの研究教育をする仕事に転職しました。私も江川さんも訴訟記録へのアクセスが過剰に制限されている日本の現状を憂える問題意識を持って、2017年春から『ほんとうの裁判公開プロジェクト』という研究会を立ち上げ、いろいろな方々をゲストにお呼びし勉強させていただいてきました。

江川：神奈川新聞で司法記者をやっていた時期に取材していた裁判を、新聞社を辞めてからも引き続き取材のためにメモを取ろうとしたら、裁判長に「駄目だ」と言われ、掛け合ったら、「同じ人なのに昨日

まで取れて明日から取れないというのは変ですよ」と言ってもらえ、その事件だけはメモができました。それで、ローレンス・レペタさんの裁判（法廷メモ訴訟）にも関心を持つようになりました。また、刑事確定訴訟記録法ができてすぐの時期に警察官が留置場の女性被疑者に性的暴行をした刑事事件で確定記録を閲覧しようとして拒否され準抗告した経験があります。

司会：日弁連の情報問題対策委員会で情報公開、個人情報保護、公文書管理の問題に取り組んできました。最近は裁判記録の保存利用問題に関わっています。マスコミや世間では画期的な判決がもてはやされますが、素晴らしい判決にはそれを出させる訴訟活動があったからなのです。素晴らしい訴訟活動があっても判決は悲惨ということもあります。様々な人に訴訟記録を歴史的な記録として読んでいただく日本の司法にも社会にも何がしかの役に立つのではないかと思います。

民事判決原本の保存

司会：初めに民事判決原本の保存に取り組まれた青山さんからお話しください。

青山：発端は、1992年の最高裁の規程改正と事務総長の通達でした。判決であれその他の訴訟記録であれ、一定の保存期間——判決は50年、それ以外の訴訟記録はその性質によってそれぞれ定められたそれより短い期間——を過ぎたものは、特別保存に付するものを除き廃棄するとして、特別保存すべきものの基準を明らかにしました。私たち研究者は驚きました。このとおりのことが実行されれば、この当時まだ残っていた明治・大正・昭和前半という日本の近代化の過程の法・裁判制度、日本社会の変遷状況を物語る貴重な資料がすべて失われるのです。私たち国立大学の民法・民事訴訟法・法制史関係の教官有志で「判決原本の会」を作って対策を協議し、最高裁と交渉し廃棄を一時的に止めてもらい、10の国立大学（法学部）が一時的に保存場所を提供し、次に国会議員に働きかけて国立公文書館法の制定を経て、最終的に国立公文書館つくば分館への資料の搬送までかわり、2001年春、やっと永久保存が実現しました。10年近くかかりました。当時は判決原本に焦点が当てられましたが、実は訴訟記録はさらに短い保存期間で毎年廃棄されてきました。それが今日の問題です。

訴訟記録はパブリックな情報

司会：マスコミの人たちはどのような問題に関心があるのでしょうか。

澤：記者として国際的な調査報道に加わっていると、海外では司法の設計が非常にオープンだと感じます。裁判の公開は法廷の公開だけではなく、検証ができなければダメです。アメリカでも欧州でも記者がマスキング等のない訴訟記録を読んでいる。どんな検証も最後は必ず個人に辿り着くわけです。個人から話を聞かないと検証できない。アメリカの調査報道のワークショップに出ると、どのように訴訟記録を使って貧困の問題だとか差別の問題というのを明ら

かにしていくかというテクニックが常にシェアされています。かなりセンシティブなものでもこれはパブリックな情報だと。翻って日本ではそういったものはまかりならぬみたいな感じがあって、アプローチできません。その結果、特に刑事事件では持っている人、即ち検察庁、警察の厚意にすぎるしかない。だからその人たちに嫌われたくない記者が、嫌われないような報道をするということになりかねない。

司会：江川さん、準抗告の結果はどうでしたか。

江川：裁判所は全然見せないというのはおかしいと思ったようで、裁判官が間を取り持つみたいになって、検察庁が少し見せてくれることになりました。これは前進かなと思いきや、全然事件に関係ない、例えばこの警察官はすごくいい人だというような情状証拠みたいな部分ばかり見せられました。それで準抗告を続けたんですけど、裁判所の判断は検察庁が見せたもので十分だという内容でした。頭にきましたね。まるで、裁判のことは法曹三者だけ分かっているという考え方です。それが今までずっと続いています。今の刑事訴訟法でも開示された証拠をほかの人に見せちゃいけないという条文がありますけど、あれも同じ精神ですよ。弁護士は一応仲間だから見せてやるけど、ほかには見せるなよと。部外者が検証するなんておこがましいという発想を感じます。裁判記録をだれが使うかということになると、弁護士会もすごく消極的ですよ。確かにプライバシーに配慮しなければいけないということはわかるんですけど、その意識が強過ぎてせっかくある記録が利用できないという状況になっています。

司会：澤さんが先ほどおっしゃった海外での体験はこの国ですか。

澤：主にアメリカやカナダです。アメリカの場合は徹底していて、ネットでだいたいダウンロードできる。連邦は全部できます。ものすごく古いものは蓄積されてないんですけど。それから州のものもかなり



ジャーナリスト
江川 紹子

の州がネットでダウンロードできます。もちろんできないところも行けば紙で取れます。

永石：住所など個人情報も全部掲載されているのでしょうか。

澤：原則すべてです。全部パブリックインフォだから。そうしないと公表の意味がないとアメリカの人は考える。最初は私もびっくりしました。

裁判を受ける権利と公開停止

青山：アメリカは日本よりもはるかに裁判の公開は進んでいますね。日本は法廷の被告人の姿さえスケッチしか認めない。日米の間ですごく距離があると感じます。ただ、私は裁判は何でも公開すればいいとは思いません。公開することによって訴えることを躊躇わざるを得なくなる人たちがいるからです。例えば離婚訴訟。離婚原因を公開法廷で証言しなければならないとすると訴訟に踏み切れないという人がいます。つまり「裁判の公開」と「裁判を受ける権利」の相克です。人事訴訟法をつくったとき私は法制審議会の会長でしたが、当事者尋問の公開停止が問題になりました。法制審議会20人のうち2人が反対。1人はジャーナリスト、もう1人が日弁連委員でした。ジャーナリストは裁判の公開は絶対大事だと。日弁連は委員会によって考え方が違うようですが、このときの委員はジャーナリストと同じ意見でした。憲法学者まで呼んで議論した結果できたのがいまの人事訴訟法22条1項の規定です。公開停止基準がかなり絞り込まれました。

保存とプライバシーと利用

永石：民事訴訟記録の保存期間が5年というのは短過ぎると思います。自分が扱っている事件と似たような事件の判決を判例検索システム等で調べて、この判決に至る訴訟活動をみたいと思っても、5年を経



元共同通信記者
専修大学教授
澤 康臣

過しているとみることができないのは残念です。将来的には記録のデータ化によりすべての記録が永久保存されるとよいと思います。また、私には訴訟記録を誰が利用するのかという視点が欠けていて、基本的に法曹関係者が使うのかなと漠然と思っていました。でも、世の中で問題になった事件を深く掘り下げるには、ジャーナリストや研究者等に記録を読んでいただく必要もあります。お話をうかがって、誰のための記録の保存なのかという視点は大事だと思いました。弁護士はプライバシーの問題にすぐ神経質になるので、そこをどう調整するかを考える必要がありますね。

江川：白か黒かゼロか百かの問題じゃないと思うんです。どの辺で折り合いをつけるかという話じゃないでしょうか。刑事確定訴訟記録のことですが、オウム事件で死刑が執行された人の被告人質問の一部を見たいと言ったら、判決確定から3年経過したら閲覧させないと規定しているからだめだと。プライバシーも何もその人は死刑執行されていないわけです。あの事件は何だったのかというのはちゃんと語り継いでいかなきゃいけないと思うのに、それをさせない。バランスが悪過ぎますよね。

永石：同感です。

江川：家族のプライバシーも配慮が必要でしょうが、そういう制約を設けて、あとは利用するときには責任を負わせるという原則をはっきりさせておけばそれでいいと思うんです。

司会：それは刑事確定訴訟記録法に規定されています。被告人やその家族とか被害者とかの人たちへの生活の配慮、そこへ支障があるものは閲覧させないと規定していて、見せるときでも、それを使うときにはそういう人たちの支障がないように使ってくださいと二重に制約しているんです。だから、慎重に運用する分にはわりと閲覧が認められていいはずなのです。

江川：そうだとすると、担当検察官の気分で決まってるんですかね。日馬富士の暴行事件は略式罰金事件



WT 委員
青山 善充

だったんですけど、鳥取区検まで確定記録を見に行ったら見せてくれたんですけど、見せない記録もたくさんあって、白鵬とか鶴竜の調書は見せてくれないうです。日馬富士、つまり被疑者の調書は見せてくれたんですけど黒塗りがいっぱい。笑えたのは「私の得意の決まり手は」と書いた後が黒塗りだったんです。そんなの日本相撲協会のホームページに出ているんですよ。この人の得意な決まり手は何かって。そんなものまで隠すんですかと。こういう現実を弁護士さんたちは知らないんじゃないでしょうか。

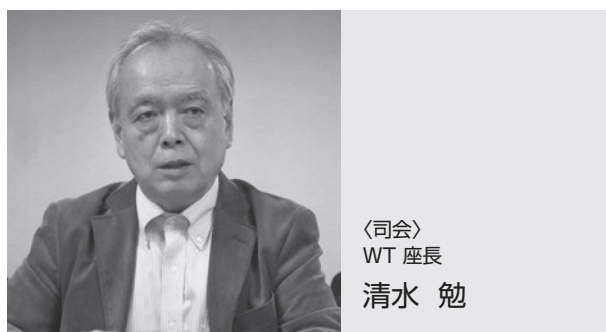
澤：弁護士の一番大事な仕事は依頼者の利益を守ることだと理解をしているんですけど、本当にそれだけでいいのか。当人が嫌かどうかの問題とは異なる尺度がある程度ないとまずいと思います。

司会：私は弁護士になってから基本的に取材姿勢がちゃんとしている記者には詳しく説明するし、必要な記録は見せていました。だから記者はいい記事を書いていました。依頼者も説得してあります。民事でも刑事でも弁護士とメディアの人たちの社会的役割が違います。法廷でのやりとりだけが正義ではない。社会の人たちのために必要な正義は社会で実現してもらう。訴訟記録を保存し利用することはいろいろな立場の人たちが考えるべきです。

弁護士会の取り組み

司会：東京弁護士会の取り組みについて一言ご説明ください。

木村：今年6月に東京地裁から民事裁判記録の保存についての説明を受け、当初は東京三会で取り組む予定でしたが、10月末のメ切に間に合わなくなるおそれがあったので、各会の判断で要望書を出すことにしました。当会では、急遽、ワーキングチームを作り、6件の事件を推薦しました。来年度以降も推薦を続ける予定です。裁判所との合意で特に価値があるのは、東京三会が特別保存に値する記録だとし



〈司会〉
WT 座長
清水 勉

て推薦してきたものについては、原則として特別保存に付するとしていただいたことです。他会でも地裁と協議していただくとよいと思います。

継続的な委員会の必要性とあり方

青山：ちょっと補足させてください。特別保存の基準や要望書式は1992年の事務総長通達でできました。裁判所としては以後これで特別保存しようということになった。特別保存に付する権限は裁判所にあるのですが、裁判所は長年その権限を行使しないで放ってきた。かつて私は裁判所に特別保存委員会みたいなものをつくって数年分ずつ議論して保存してもらうようにしたらどうかと提案したんですが、そういう組織は長い間でできずにいました。それがやっと今年2月になって、東京地裁が特別保存の運用に関する「運用要領」を出して（2020年2月18日）、事態が動き出した。この運用要領で、東京地裁の中に裁判官3名、書記官2名、事務官1名からなる「保存記録選定委員会」がつくられ、弁護士会、学術研究者、一般から特別保存の要望書を出してもらうことになりました。当会のワーキングチームも、これを受けて立ち上がったわけです。東京地裁にこのような継続的な委員会ができたことは大変結構ですが、裁判所関係者だけでよいか、外部委員を加えるべきではないか、また東京地裁以外の裁判所はどうなっているか、という問題はあります。これから特別保存の実績を含めて、しばらく様子を見たいと思っています。

明治初年に ミュラーさんが起こした民事裁判

青山：もう1点は、先ほど清水さんが訴訟当事者がいろいろな主張をするからいい判決がでると言われたんですが、私も全くその通りだと思うんです。



WT 委員
永石 一恵

判決原本の保存運動のときに、これは訴訟記録を読んだら面白いだろうなと思った事件があります。それは明治4年か5年の新潟地裁の判決なんですけど、ミュラーさんというドイツ人かフランス人が当時、開港市だった新潟に来ていました。日本でも牛乳を飲みたいと思って、ある日郊外に行ったら農耕に使っている牛がいて子牛を連れている。それで農夫にこれは牝牛かと聞いたらそうだと。もちろん通訳を通したんでしょう。それでこの牛は乳を出すかと聞いたら、出すと。じゃあ、買うと。それで契約をしてそれを買いました。ところが10日ぐらいたら乳が出なくなっちゃった。そこでこれは契約の目的に反すると訴えたんです。高い値段で買った牛を引き取れ、代金を返せと。民法が施行されるのは明治31年ですから、このころの日本にはまだ民法がない。裁判官は困ったと思うんですね。どうしたかという、フランスの民法の瑕疵担保責任を参照したらしい。尋問調書の一部が判決の中に引用されていて、原告は乳が出るか聞いた。被告は乳は出る、だが子牛が乳を飲まなくなっても乳が出るかどうかは知らないと答えた、と。判決は請求棄却です。

当時は日本人が外国人を訴えると治外法権で領事裁判ですけど、これは外国人が日本人を訴えたので日本の裁判所が裁判をした珍しいケースです。この裁判には後日談があって、ミュラーさんは新潟で「三浦亭」という肉料理の店を始めてたいそう繁盛した。その店は昭和30年ぐらいまで残っていて、初代がこういう訴訟をしたと言っていた、ということです。

『図説 判決原本の遺産』はそういう話を集めた本ですが、この話は入っていません。ただそのときに思ったのは、判決だけでなく証人尋問の記録が残っていればどんなに面白いだろう、小説一本くらい書けるな、ということでした。今後も、歴史的な意義がある記録、資料的価値がある記録、憲法的判断をしたものの記録など、2項特別保存で列挙してあ



WT 委員
2020年度担当副会長
木村 英明

るようなものはぜひ協力をしながら後世に残していきたいと考えています。

澤：今のお話、非常に感銘を受けました。今のミュラー対某事件は、小説というよりは歴史書かドキュメント、ノンフィクションになるべきです。ジャーナリズムは歴史を残すという仕事があります。裁判記録が毎年大量に捨て去られている日本の裁判所の実情の問題性を記者として今日、改めて痛感しました。弁護士会が訴訟記録の保存と利用に関心を持ってくれるようになって非常にうれしいです。

異業種間の議論

江川：ミュラーさんの話はすごく面白かったです。ただ、面白さは時代によって違うと思います。その時代の法律家が読んでもあんまり面白くなかったかもしれない。だけど今の私たちが見ると、当時の状況、例えば外国人と日本人の関係とか、あるいは食文化とかいろいろなものを考えさせる歴史的資料になるわけですね。今はごみだと思っていたのが何年もたったら宝になるかもしれないし、1つだけならごみに見えてもたくさん集まると意味を持つかもしれない。いろいろな角度から今の価値観だけじゃない想像力を持って判断しないといけないと思います。そのためには法律家だけでなく、ジャーナリストや歴史家、作家とか違う業種の人たちが交わって意見を出し合って判断する場があるといいんじゃないかと思います。そこまでの話をしたくなるぐらい、数年前に比べると進化していると思います。今日お話を伺っていてすごく力強く感じました。どうやって広げていくかという議論を異業種の人と弁護士さんが展開するというフェーズに来ているんじゃないかと感じます。

司会：まさに異業種で格闘していく感じですね。

澤：そうですね。

司会：今日はお忙しいところとコロナのことで大変なときにありがとうございました。

前を向いて、一緒に歩いていきましょう

—持続可能性のある魅力ある新しい東京弁護士会へ力強く歩もう—

東京弁護士会会長 矢吹 公敏

東京弁護士会は、新型コロナウイルス禍への対応や財政問題や会員数の増加速度の減速など従来からの大きな問題の解決を迫られています。それらの課題に向き合い、持続可能性のある、魅力のある、新しい東京弁護士会を再構築するために、会員の業務を拡大し、会員へのサービスを充実させると同時に、市民への公益活動を改善して発展させ、市民からも信頼される新しい東京弁護士会を目指します。

多様性を受容することの大切さ

東京弁護士会の会員数も約9000人となり、若手、中堅、シニアのように年代の異なる会員、ジェンダーを異にする会員（トランスジェンダーの方を含む）、LGBTQと言われる会員、多摩など地域司法を担っている会員や組織内弁護士として活躍している会員もいます。そうした方々から意見を聴き、交流や相互研鑽を図る場を作り多様性を受容する弁護士会となる取り組みをしていきたいと考えています。

新型コロナ対策を含む災害対策の充実

新型コロナウイルス禍は東京弁護士会の会務運営に多大な影響を与えてきました。これまでの経験を活かして終息するまで安定した会員・市民へのサービスを継続し、裁判所とも連携して、裁判が滞りなく行われることを推進します。また、患者や医療従事者を含むエッセンシャルワーカーの方々への誹謗、中傷などの人権問題にも弁護士会として声を上げていきます。

財政問題の解決への取り組み

東京弁護士会では、2019年度当初に財政改革実現ワーキングを立ち上げて、東京弁護士会の財政改革に取り組んでいます。会員の増加数を維持して会費収入を確保すると同時に、組織・業務改革、法律

相談センターの集約、公設事務所の効率化、OA・システムの費用減、多摩支部の費用と人件費の課題に取り組んでいく覚悟です。

会員サービスと支援の充実

東京弁護士会の会員（特に若手会員）へのサービスを充実させて、会員の収入増につながる取扱い分野の拡大やスキルの向上を図る取り組みを強化する必要があります。オンラインによる基礎および専門分野（AI、ビジネスと人権、SDGsなどの先端分野を含む）の研修の充実、OJT研修の充実などの取り組みを実施していきます。中小企業法律支援センターが実施している中小企業や個人事業主への弁護士紹介制度（コンシェルジュ制度）を充実・強化し、箱物でない法律相談制度を構築すると同時に、民事司法改革による裁判数の増加、法テラス案件の収入増、会員のIT研修に取り組めます。

他方で、職場でのハラスメントやメンタルヘルス、育児休暇などのワークライフバランスの課題にも取り組みます。また、市民窓口相談事例や綱紀懲戒事例を検討すると、会員の不祥事の原因が会員のメンタルヘルスにある場合が多く、その予防や抑止、事後の依頼者および会員の救済のために、会として組織的な取り組みをさらに強化していきます。

市民サービスと公益活動の維持・発展

東京弁護士会が担ってきた市民の方々への法的サービスや公設事務所・法律相談センターなどの司法アクセスの充実などの公益的な活動は弁護士自治のかなめです。前述のように、東京弁護士会は財政問題という喫緊の課題をかかえていますが、こうした市民サービスや公益活動がより充実するように努力していきます。

2021年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1年間よろしくお願いいたします。

質 問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

前を向いて、一緒に歩いていきましょう

会長 矢吹 公敏 (39期)



- ① 東京弁護士会の財政改革を実現し、新型コロナ禍を克服し、会員と市民へのサービスの両輪を強化して、会員や職員の方々が東弁所属でよかったと思える会と一緒に作っていくこと
- ② 様々な意見に耳を傾け、それを参考にして、決断力をもって課題に取り組むこと
- ③ 長所は楽天主でくよくよしないこと
短所は振り返らないでことを進めがちなこと
(短所・長所は表と裏ですね)
趣味は、散歩、読書、スキー
- ④ 終わったことをくよくよせず、未来は仏に任せて、この今に集中すること(無為自然)。Always Thinking(寝ても覚めても考える)

会員と共にある弁護士会を

副会長 志賀 剛一 (41期)



- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の早期終息を願っていますが、残念ながらまだ先になると思われます。弁護士会は、新型コロナ禍から市民の皆様や事業者の方々を守るとともに、会員である弁護士も守る存在でなければならないと考えています。
- ② バランス感覚(ただし、自分に備わっているかは疑問)
- ③ 長所 明るいこと、協調性があること
短所 せっかちで落ち着きがないこと
- 趣味 いろいろありますが、ここ数年ハマっているのはB級グルメ巡り、とりわけ町中華(瓶ビールと餃子を楽しむ店)での一人飲みでしょうか。コロナ禍であまり行けないのが残念です。
- ④ 杓底一残水 汲流千億人
(しゃくていのいちざんすい ながれをくむせんおくのひと)
永平寺の正門の石柱に刻まれている道元禅師の故事にちなんだ言葉です。

多様な人材を弁護士界に

副会長 梶嶋 裕之 (42期)



- ① 非法学部出身者や社会人経験者をはじめとした多様なバックグラウンドを有する人材を多数弁護士界に迎えることです。
そのためには、法科大学院、司法試験などの改善に加えて、私たち弁護士が経済的基盤を維持しながら、やりがいと誇りをもって業務と公益的活動に取り組める環境を整えていく必要があります。次世代を展望した
- 魅力ある弁護士界づくりに全力を尽くす所存です。
- ② 副会長の職務と家事との両立
- ③ 長所は人の話を聞くのが好きなこと。
短所は正論を吐くこと。
趣味は安くておいしいワインを探して飲むこと、そのワインに合うつまみをつくること。
- ④ 権力は腐敗する

変化に対応して進化する

副会長 兼川 真紀 (48 期)



- ① 弁護士養成を法科大学院教育、司法修習、登録後の弁護士教育という線で考え、これに弁護士会としてどう取り組むかということ。会財政も含め弁護士会の問題を会員が自分ごと化するにはどういうことか、も考えたいです。
- ② フェアネス。ものごとを公平に透明にみる。そうしてよく考える。
- ③ 長所は集中力。短所はおっちょこちょいな

こと。趣味はベランダガーデニングです。昨夏は次々と増えて足の踏み場がなくなったので、今年はもう少し計画的にするつもりです。文楽もバレエもオペラも観ますが、ストーリーを深く考えるのはやめて芸を楽しむことにしています。

- ④ いっぱいいっぱいになりそうなときは、目の前のことをひとつひとつ片付けるんだ、と思って取り組むことにしています。

東京弁護士会とともに生きる

副会長 三澤 英嗣 (48 期)



- ① この1年間の自分の活動の中で、「東京弁護士会が、この社会の中でどのように位置づけられた存在なのか」「なぜ、東京弁護士会は実在しているのか」という問いの正解にどこまで自分が近づくことができるかということ
- ② 課題があると、必ず正解はあると信じて、考え続け、答えが見えたら、まずは容赦なく自分から身を投じること

- ③ 長所は、そんなに暗くない性格、短所は、思ったほど明るくない性根
趣味かどうかはわかりませんが、いろんなことを思索することですね

- ④ 昔はあったような気がしますが、この仕事を始めて、何かに縛られたくないと思うようになってから、この種のものは持たなくなりました。

一人一人が個性を発揮する弁護士会を

副会長 堂野 達之 (52 期)



- ① 東弁副会長としては、会員・職員が伸び伸びと楽しくやりがいをもって会務や業務に取り組めるようにし、内も外も幸せになれる「循環」を作ること。一経営者としては、若くて未熟な自分の事務所を多くの人のお手本となる法律事務所へ育てること。個人としては、食欲を犠牲にしないでスリムな体形になること。
- ② 接する人の話をじっくりと傾聴して思いや

考えをしっかりと受け止めること。大局観を持つこと。

- ③ 大らかなところ（長所）と、そうは言いながらせっかちなところ（短所）

趣味は、ジョギング、クラシック音楽をながらで聴くこと、読書（活字中毒）

- ④ 「融通無碍」「明日の自分は今日の自分に勝つ」「年輪のように成長する」

より市民の皆様に寄り添うために

副会長 中井 陽子 (54 期)



- ① リーガルサービスを必要な市民の方々に提供ができる体制づくりができること、そして弁護士として何ができるかを市民の皆様知っていただき、弁護士が身近な存在であることをご理解いただくことです。
- ② 稲穂のように頭を垂れる存在でありつつけること、立てた目標を実現すること

- ③ 長所は明るいこと、くじけないこと、短所はせっかちなこと、長所でもあり短所でもありますが負けず嫌いで気の強いところ

趣味は、お酒、カラオケ、器集め

- ④ Where there is a will, there is a way
(意志あるところに道は開ける)

会財政の健全化への積極的関与を

監事 栢割 秀和 (52 期)



- ① 監事として、少しでも早く東弁の財務状況を正確に把握し、広く情報を発信していきたいと考えています。
- ② 時間を大切にしたいですね。監事になってから多くの会議に参加することになりますので、会務、弁護士としての業務、家庭とのバランスをこれまで以上に意識していく必要があると考えています。
- ③ 長所は先入観を持たないこと、好奇心が強いこと、楽観的なこと。短所は短気（いわゆる「イラチ」）なこと。

趣味は、広く浅く。旅行（バックパッカーをやっていました）、スポーツ観戦（テレビでも実地でも）、音楽・映画鑑賞などなど。

- ④ 「方円自在」（母校（高校）の校訓の1つです）「水は方円の器に随う」という偈（仏の教え）から来ているようですが、どんな時も柔軟にありたいと思います。

次世代への架け橋となる財務運営を

監事 三枝 恵真 (55 期)



- ① 持続可能性です。
コロナ禍で深刻化する飢餓、食料システムの歪みの解消、地球温暖化対策など、私たちが限られた資源を分かち合い、後の世代に残せるか。弁護士会の課題では、長期的視野に立った財政の健全化、それを会の活発な活動と両立させていくことを考えたいと思います。
- ② 小さなことに大きな愛を

マザー・テレサの言葉です。小さな事も雑務と考えず、丁寧にやりたいと思います。

- ③ 長所は辛抱強いところ。短所は時々頑固になってしまうところでしょうか。

趣味は、日本舞踊（藤間流。まだまだ先は長いです）、走る（ハーフまで）。

- ④ 「疾風に勁草を知る」—苦難にあってはじめて人の意思の強さが分かること、です。



新型コロナウイルスのもとで"~わたしはこう過ぎてきました・こう過ぎていきます~"

〈vol.7〉

緊急事態宣言下、ない、ない生活

会員 二宮 麻里子 (54 期)

4月6日、緊急事態宣言が出ると言われた前日、不謹慎なのは百も承知なのだが、子供の頃「明日は台風が来るから…」と言われた日と同じ気持ちだった。「明日から休まなきゃいけないんだよね、ふふふ」と。

事務所を少し早めに閉めて、向かった先は東急ハンズほか。だって、明日から休むのだから、遊び道具を探さなきゃいけないのだ！ 向かった先はジグソーパズル売り場。「5000ピースぐらいがいいかなあ」と考えつつ売り場に着くと……ない、5000ピースどころか3000ピースもない。しかも、大人向けのがない。しょぼんとして家路につく。

しかし、私の「ない、ない」生活は、この時始まったばかりだった。

数日後、食材を買いにスーパーへ。パスタ、乾麺類がない！ 買う必要はないのだが、インスタントラーメンもない！ ついでに言うとお米もない！「???」な状態。「ま、小麦粉があるから何とかかなあ」とあきらめて家路につく。ところが、我が家の小麦粉がなくなった頃、スーパーの小麦粉

もなくなっていた！

小麦粉はまだい

い。一番困った

のは、トイレ

ットペーパー

だ。スーパー、

ドラッグストア、コ

ンビニに至るまで売って

ない！ 人間の尊厳の危機だ！！ 人生最大のピンチ！！「人はなぜトイレットペーパーを買い占めるのか？」等と哲学的に考えている場合ではない。何とかしなきゃ。何とか……。…ポチ。

最終的には、某通販サイトで購入し、ギリギリのところで事なきを得た。

その後も、ウェットティッシュ、化粧品、と「ない、ない」生活は続くのだが、人生最大の危機を脱した後は何事にも鷹揚に構えられるようになる。結局、ほぼ毎日出ていたので休みも「ない」、でも電話もかかってこ「ない」。人のい「ない」通勤の幸せを味わって緊急事態宣言は解除されたのだった。





今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第110回 民主主義と自由主義

憲法問題対策センター委員 松本 利哉 (71 期)

1 2020年12月群馬県草津町で、女性町議に対する解職の賛否を問うリコールの住民投票がなされ、その結果、賛成多数によりその女性町議は失職した(参考:朝日新聞2020年12月7日付「住民投票で町議失職『お騒がせ』『町長は独裁』賛否の声」)。また、小中学校では「民主主義とは、多数決のことである」といったことを当然のように教えており、民主主義＝多数決といった考え方が広がっている。そして、多数決によって決定された結論があたかも「正しいこと」のように扱われている。

多数決によって決定された結論は、本当に「正しいこと」なのであろうか。

2 多数決は、集団における意思決定の際に、もっとも多くの人々が共感・賛同する結論を選ぶものである。そのため、多数決による決定は、意思が独断によって決定されるものに比べ、公平性を有しており、集団における意思決定の方法としては非常に優れている。

しかし、例えば、A君の財産を没収すべきか否かという議論があったとする。そして、多数決によって「A君の財産を没収すべきだ」ということが決定された場合、A君の財産は没収されてしまうが、それは本当に「正しいこと」なのだろうか。たった一人A君だけがA君の財産の没収に反対をしていた場合でも、A君の意見を全く無視していいのであろうか。

このような質問をした場合、多くの人々が「否(＝A君の財産を没収すべきだという結論は『正しいこと』ではない)」と回答するであろう。

3 では、なぜ、多数決で決まったはずの「A君の財産を没収すべきだ」という結論が「正しいこと」ではないのであろうか。

「A君の財産を没収すべきだ」という結論が決定されるまでのプロセスが問題となる。民主主義の本質は、決定に至るまでに少数派との間で議論が尽くされていることにある。そのため、今回の決定に至るまで、A君の意見(＝少数派の意見)との間でどのような議論がなされているのか、A君の意見(＝少数派の意見)をどのように結論に反映しているのかが重要になる。

仮に、その両者が満たされているとしても(議論が尽くされ、A君の意見も反映されているとしても)、「A君の財産を没収すべきだ」という結論は「正しいこと」と言えるだろうか。

それでも、「否(＝A君の財産を没収すべきだという結論は『正しいこと』ではない)」であろう。

4 多数決によって選ばれた結論は、あくまで、「より多くの人々が共感・賛同する結論」にしかすぎないものである。そのため、多数決により決定された結論は、決して「正しいこと」の担保にはならない。

また、多数決で物事を決めてしまうと、人権保障(自由主義)を害する恐れがある。そもそも人権保障(自由主義)は、少数者の権利・自由を多数派が侵害してはならないということを基調とする考え方であり、たった一人の権利・自由であっても多数派がそれを侵害することは許されない。

A君の財産を没収すべきだという結論は、まさにA君の人権(財産権)を害する結論である。

5 このように、多数決によっても否定されない権利・自由というものがあり、その最たるものが人権である。弁護士は、基本的人権の擁護・社会正義の実現(弁護士法1条)のため、民主主義によって人権が侵害される危険性のある事象に対して、声を大にして叫ばなければならないのである。「否」と。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第93回 最高裁第三小法廷令和2年10月13日判決

(メトロコマース事件／労働判例1229号90頁)

契約社員と正社員の退職金についての労働条件の相違が不合理と認められるものに
当たらないとされた事例

労働法制特別委員会元研修員 佐々木 誠 (72 期)

1 事案の概要

Yは、リテール事業本部の基幹事業として東京メトロの駅構内の売店での新聞等の物品販売等の事業をしている株式会社であった。

Yでは、正社員、契約社員A（以下「社員A」という）及び契約社員B（以下「社員B」という）という雇用形態が設けられ、それぞれに適用される就業規則が異なっていた。

正社員は、無期契約労働者で、定年は65歳であった。その一部は、売店業務に従事していた。正社員の職務に限定はなく、必要により配置転換、職種転換又は出向を命ぜられ、正当な理由なくこれを拒めなかった。その賃金は月給制であり、退職金が支給されていた。

社員Aは、主に契約期間を1年とする有期契約労働者であり、同期間満了後は契約が更新され、定年は65歳であった。その賃金は月給制であり、退職金は支給されなかった。

社員Bは、契約期間を1年以内とする有期契約労働者であり、一時的、補完的な業務に従事していた。同期間満了後は契約が更新され、定年は65歳であり、売店の業務に従事し、業務内容は変更されず、正社員と異なり、配置転換や出向も命ぜられなかった。その賃金は時給制であり、退職金は支給されなかった。

Yにおいては、社員Bから社員A、社員Aから正社員への試験による登用制度が設けられていた。

売店における業務の内容は、接客販売等であり、正社員、社員A及び社員Bの間に違いはなかった。もっとも、正社員は、早番や遅番の業務を行う代務業務を行い、また複数の売店を統括し売上向上のサポート等を行うエリアマネージャー業務に従事していた。社員Bはこれらの業務を行わなかった。

Xらは、社員BとしてYに採用され、有期労働契約の更新を繰り返し、売店における販売業務に従事

した。Xらは1名を除いていずれも定年退職をしたが、退職金は支給されなかった。

本件は、Xらが、Yに対して、無期契約労働者であり売店に従事する正社員が有期契約労働者の社員BであるXらと同一内容の業務に従事しているにもかかわらず退職金等の労働条件においてXらと相違があることが、労働契約法20条（平成30年法律第71号による改正前のもの。以下同じ）に違反するとして、不法行為等に基づき、退職金等に相当する額の損害賠償等を求めた事案である。

なお、労働条件のうち最高裁により上告が受理されたのは退職金に関するもののみであった。

2 本判決の判断

(1) 労契法20条の不合理性の判断枠組み

不合理性の判断は、①退職金の性質や②これを支給する目的を踏まえて、③労働者の業務の内容及び業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という）、④職務の内容及び配置の変更の範囲（以下「変更の範囲」という）並びに⑤その他の事情（以下、職務の内容及び変更の範囲と併せて「職務の内容等」という）を考慮して行う。

(2) 退職金の性質と支給目的

Yの退職金は、職務遂行能力等を踏まえた労務の対価の後払いや継続的な勤務等に対する功労報償等の複合的な性質を有する。Yは、正社員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなどの目的から、様々な部署で継続的に就労することが期待される正社員に対し退職金を支給した。

(3) 職務の内容

売店業務に従事する正社員と社員BであるXらの

業務の内容はおおむね共通するが、正社員は代務業務とエリアマネージャー業務に従事するのに対して社員Bは売店業務に専従し、両者の職務の内容に一定の相違があった。

(4) 変更の範囲

正社員は、必要により配置転換等を命ぜられ、正当な理由なくこれを拒否できないが、社員Bの業務の内容に変更はなく配置転換等を命ぜられず、両者の変更の範囲にも一定の相違があった。

(5) その他の事情

売店業務に従事する正社員は、関連会社等の再編成等の事情で他の部署への配置転換等が困難であった。またYは、登用制度を設けていた。これらの事情は、労契法20条のその他の事情に含まれる。

(6) 結論

退職金が有する複合的な性質やこれを支給する目的を踏まえて、職務の内容等を考慮すれば、Xらが10年前後の勤続期間を有していることをしんしゃくしても、退職金の支給の有無に係る労働条件の相違は、不合理であるとは評価できない。

3 本判決の検討

(1) 本判決の意義

労契法20条に関し、職務の内容が同一であった場合の労働条件に関するハマキョウレックス事件（最二小判平成30年6月1日民集72巻2号88頁）と職務の内容及び変更の範囲が同一であった長澤運輸事件（最二小判平成30年6月1日民集72巻2号202頁）があったが、本判決は、職務の内容と変更の範囲が異なる場合の退職金についての不合理性が判断され

たものである。

本件は、改正前労契法20条が適用される事案であったが、本事件発生後に同条を移行することで改正された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条に関する事案も本判決の判断の射程に入るものと考えられるため注意が必要である。

(2) 判断枠組みについて

ア 本判決では不合理性の判断枠組みの中に、退職金を支給する目的を含めているが、ハマキョウレックス事件及び長澤運輸事件においては判断枠組みとして目的は明示されていなかった。

本判決においては、Yの退職金規程における退職金の支給要件等から、退職金の性質およびその支給目的を導き出しているが、この目的という要素は主観的・抽象的であるため、今後の事件においてどのような内容の目的を裁判所が判断するかが注目される。

イ 判断枠組みの中のその他の事情としては、登用制度が判断要素に挙げられている。確かにこの制度を利用することで社員Bが正社員に昇進できれば退職金を支給されるが、その試験の合格率によっては、その他の事情に含めることは不相当となると考えられる。

本件では、その合格率は必ずしも高いものとは評価できないとはいえ（Xらの所属事業所の平成22年度から同26年度の合格率は、社員Bから社員Aへは約13パーセント、社員Aから正社員へは約30パーセントであり、社員Bから正社員への計算上の合格率は約4パーセントであった）、本件においてその他の事情として考慮することは妥当ではなかったのではないかと考えられる。今後はどのような事情が存在すれば、「その他の事情」に含めることが妥当であるかが問題となる。

刑弁でGO!

第94回

トピック

裁判員等選任手続きのいろは

刑事弁護委員会委員 鵜飼 裕未 (70期)

1 はじめに

本稿は、裁判員等選任手続きを経験したことのない読者に向けて、選任手続きの基本的な流れを説明するものである。選任手続きについては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という）と、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（以下「規則」という）に定められている。

2 選任手続き当日の流れ

まず、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の運用について筆者の経験を基に記載する。感染拡大後の運用については後に触れる。

選任手続きは、弁護人が初めて裁判員に会う場である。弁護人の第一印象にも気を配るべきであり、服装についても裁判員裁判の公判と同様に考えるべきであろう。

当日はまず、弁護人は個別質問室に行く。個別質問室は、東京地方裁判所に日比谷公園側の入口から入り、右手の階段を上がった2階にある。2階は建物の南側と北側が繋がっていないため注意が必要である。

個別質問室とドア1枚を隔てて全体質問室がある。全体質問室に裁判員候補者が待機している。

全体質問室で、当日出頭した裁判員候補者が当日質問票の記載等を行う。

その間、弁護人は、個別質問室で、裁判員候補者から提出された事前質問票を閲覧することができる。

事前質問票は、裁判員候補者が、欠格事由・就職

禁止事由・不適格事由等に該当しないか、不公平な裁判をするおそれがないか等の判断に必要な質問とその回答等が記載されているもので、選任手続き日に先だって回収されている（法30条、規則22条）。

裁判員候補者の受付が終わると、弁護人にも、座席表が渡される。座席表には、各席について、受付番号と候補者番号が記載されている。事前質問票等と照らせばどの席に誰が座っているかがわかる。なお、以後の選任手続きでは、裁判員を特定する際には受付番号を使用する。後記の理由を示さない不選任の請求も受付番号を用いて請求する。

3 全体質問室・個別質問室での各質問

その後、裁判官と弁護人と検察官は全体質問室に移動する。そこで、まず、各々簡単に自己紹介するか、あるいは裁判長がそれぞれを紹介する。

その後、まず裁判長が、全体質問室で裁判員候補者全員に向けて質問する。

裁判官と弁護人と検察官は個別質問室に戻り、必要に応じて個別質問室に裁判員候補者を1人ずつ呼び、個別に質問をする（法34条1項）。

なお、弁護人も、裁判長に対し、欠格事由・就職禁止事由・不適格事由等に該当しないか、不公平な裁判をするおそれがないか等の判断をするために必要と思料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとされている（法34条2項）。

4 理由を示さない不選任の請求について

検察官と被告人は、それぞれ理由を示さない不選任を請求する権利が認められており、裁判員と補充裁判員の人数に応じ、各4人～7人認められる（法36条1項、2項）。弁護人も被告人のために理由を示さない不選任の請求ができるが、被告人の明示した意思に反することはできない（法36条4項・刑事訴訟法21条2項）。検察官から順に、交互に1人ずつ請求する（規則34条1項、3項）。

その後、くじで裁判員と補充裁判員が選ばれる。

5 立証責任・証明基準の説明について

選ばれた裁判員と補充裁判員は個別質問室に呼ばれる。

裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、裁判員及び補充裁判員の権限、義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明する（法39条1項、規則36条）。

弁護人は、冒頭陳述や弁論で立証責任・証明基準について説明する時には、この裁判長の説明を前提に行うべきである。そうすることによって、弁護人に対する信頼感が増すことを期待できる。逆に、裁判長の説明内容と矛盾すると受け取られるような説明をしてしまうと、弁護人に対する信頼が失われるおそれがある。

なお、最高裁判所が説明例を公開している（最高裁判所刑事規則制定諮問委員会（平成19年5月23日開催）配布資料「39条の説明例」）。インターネット上でも入手できる*1。予めこの説明例を読んでおき、実際の裁判長の説明の仕方がこの例とは異なる場合にはメモを取ると良いだろう。

その後、裁判員及び補充裁判員は宣誓を行い（法39条2項）、検察官と弁護人は退室する。

6 新型コロナウイルス感染症拡大後の運用

運用はその時々、また裁判体によっても異なると思われるが、筆者の経験を共有する。

刑弁でGO！第91回「法廷マスク問題」にも記載されているが、マスク着用ではなく他の手段を講じることについて、選任手続きで弁護人から直接裁判員に説明するよう要請する裁判体もある（裁判体によっては裁判長が説明する場合もある）。なぜ代替措置をとりたいと考えているのか、マスク着用をしない代わりにどのような配慮をするのか、端的に説明する準備をしておくべきである。

全体質問室で裁判員候補者は距離をとって座っている。従来は、全体質問室で、検察官2人が並び、真ん中に裁判官3人が並び、弁護人が2人並んでいた。しかし、距離を取って座っている際に、このような立ち方をすると、遠い位置に座っている裁判員候補者の様子を見ることはできない。裁判員候補者の様子も見たいと考える場合には、弁護人が左右に分かれて立ちたいと裁判長に要請することが考えられる。

なお、立証責任・証明基準の説明について、個別質問室ではなく全体質問室で行われることもある。その場合、メモするためには、全体質問室に行く際に筆記具を持参する必要がある。

7 おわりに

筆者自身、初めての選任手続期日は、流れを理解しておらず、戸惑ってしまった記憶がある。本稿が読者の一助になれば幸いである。

*1：<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/file2/80101018.pdf>

東 弁 往 来

第72回 法テラス浜田法律事務所



島根県弁護士会会員
平野 愛子 (69 期)

2016年12月弁護士登録し、東京弁護士会に入会。ミモザの森法律事務所にて養成を受ける(法テラスの新スキーム)。2018年1月法テラス東京法律事務所へ赴任し、2年間勤務。2020年1月島根県弁護士会に登録換え、法テラス浜田法律事務所へ赴任し、現在に至る。

法テラス浜田法律事務所
(島根県浜田市)

1. はじめに

2020年1月1日付で、島根県浜田市にある法テラス浜田法律事務所へ赴任しました。新天地島根での仕事と生活に期待で胸を膨らませていた矢先の新型コロナウイルス感染拡大、「期待」が一気に「不安」へと変わってしまいました。それから早一年、コロナ禍にあって、地域の皆さまのあたたかさに支えられ、仕事・生活ともに充実した日々を送ることができています。僥越ではありますが、この一年を振り返ってみたいと思います。

2. 浜田での仕事

(1) 事務所紹介

法テラス浜田法律事務所は、弁護士2名、事務員2名の少人数の事務所で、扶助事件だけではなく、収入や資産が多い方や法人からの依頼(有償事件)を受けることができる「司法過疎地域型」の事務所です。



a. 事務所執務デスク

(2) 民事・家事事件等

受任事件としては、債務整理事件、離婚事件が圧倒的に多いのですが、浜田市は高齢化率33.7%とすでに3割を超える地域であることから(全国平均は26.6%)、後見事件も多いのが特徴です。

浜田での仕事は、前任者からの26件の民事・家事事件等を引き継ぐことから始まり、その中には未経験の後見人や財産管理人等が10件以上ありました。ま

た、裁判所からの依頼事件が一定数あるため、同じく未経験の破産管財人等の受任もするようになりました。当初は、未経験事件のオンパレードで焦りと不安の連続でしたが、所内の弁護士、諸先輩方の助言を頂きながら、今では何とかこなしています。あくせくしながらも新しい分野の事件に取り組むことで、自身の弁護士としての仕事の幅が広がり、成長できたように思います。

登録して日が浅い弁護士が様々な事件を経験できることは、弁護士が少ない、担い手不足の「司法過疎地域」ならではのことだと思います。

(3) 刑事事件

浜田支部管内には7名の弁護士がおり、原則として1週間の待機期間を輪番(約1か月半に1回のペース)で担当しています。この待機期間では、その期間の当番弁護士派遣依頼への対応及び被疑者国選弁護人の指名・選任を受けることになります。また、この待機期間とは別で、順次被告人国選弁護人の指名・選任を受けます。なお、浜田の裁判所は支部のため、受けた事件(裁判員裁判対象事件、合議事件などは本庁が担当)によっては、松江(片道約130km)まで足を運ぶ必要も出てきます。

赴任前は、「島根県は人口が少ないし、刑事事件も少ないはず」と勝手に思い込んでいましたが、その思惑は早々に崩れ去り、月平均で1件、多い月では3、4件担当することになりました。赴任後1年間で11件の国選事件を担当し、東弁時代3年間で担当した件数を軽く超えてしまいました。刑事事件への苦手意識が強い私としては、担当件数以上の負担感がありまし

たが、一方で、定期的に事件を担当し、失敗や後悔をする中で、刑事手続への理解は深まったように思います。そして何より、本人やそのご家族からの「先生に弁護してもらえてよかった」との言葉に私自身が励まされ、負担感以上の感動を頂いています。

「司法過疎地域」でも刑事事件は結構ありますし、やり甲斐もあります。

(4) 司法ソーシャルワーク

事務所単体としては、浜田市社会福祉協議会と連携して、ケース会議や月1回の支援調整会議に出席したり、福祉関係者や一般市民向けの講演会を行ったりしています。また、同社協に週1回出向き、福祉関係者等への情報提供「助っ人弁護士」を行っています。加えて、浜田市及び近隣市町村の福祉関係者等への電話での情報提供「ホットライン」も行っています。

また、法テラス島根（松江）と協働で、大田市（弁護士ゼロの市）の社会福祉協議会のケース会議に隔月毎に出席し、情報提供・助言等を行っています。

さらに、法テラス西郷（隠岐）も加えた3法律事務所協働で、島根県立図書館・法テラス島根共催の図書館講座の講師を担当したりしています。

弁護士が積極的に出向き、福祉関係者や市民の皆さまと「顔が見える関係」を築くことで、物理的・精神的に遠い存在と思われる弁護士を身近に感じて頂けたらと思います。事実、相談から講演依頼、また反対に、講演から相談につながることも多くなっています！ もっと多くの方が法的サービスにつながれるよう、連携等を上げていきたいです。

3. 浜田での生活

(1) 日常生活

浜田市は島根県の西部、石見地方の中心地であり、県西部地方の代表的な市です。

市の魚が「のどぐろ」というだけあって、山陰有数の水産都市でもあります。市の中心街はコンパクトにまとまっているので、自宅から徒歩ないし自転車圏内にスーパー、薬局、電気店、コンビニ等があり日常生活に困ることはありません（但し、娯楽施設は…）。また、地元産の食物が充実しており、魚介類（特に寿司）、果物、お米等が美味しいです。個人的には「スイーツ」もお勧めです。



b. 山陰本線車窓
（日本海）
c. のどぐろ海鮮丼
d. 観光列車「天地」



(2) 休日の過ごし方

出雲市の女性合唱団に入団しました。月に2回程度週末に出雲まで出向き、練習に参加しています。私の住む浜田から出雲までは車で2時間近くかかります。入団当初は、正直遠いな～と感じていましたが、最近では月2回の出雲への小旅行が楽しみになっています。余談ですが、年齢、職業等はバラバラで、立場も考え方も違う団員の皆さんと関わる中で色々な「気づき」があり、この「気づき」で、弁護士に必要な「共感力」が養われていると感じたりしています。

また、山陰地方の鉄道を楽しんでいます。乗り鉄？の私は、赴任前から密かに計画しており、コロナ禍ではありますが、少しずつ実行しています。一畑電鉄、JR木次線、観光列車「天地」に乗りました。また、特急「やくも」、特急「はくと」にも帰省の際に乗車したりと感染予防対策をしつつ楽しんでいます。次は、若桜鉄道、JR境港線…です！

4. おわりに

浜田市は、2000年6月に公設事務所第1号として「石見ひまわり基金法律事務所」が開設された、いわば、ひまわり基金精神の原点ともいえる場所です。かかる浜田での仕事を与えられた「縁」、そして、様々な「縁」に支えられ過ごせていることに感謝です。浜田での仕事・生活を通じて多くの刺激を受け、自身の視野を広げることができ、「弁護士」としてだけでなく、「人」としても成長できたのではと自負しております。残りの赴任期間も仕事・生活ともに充実したものとなるよう、感謝の気持ちを忘れず、日々努力していきたいです。

拙い文章ではありますが、読んでくださった皆さまに、司法過疎地域で働くことの魅力が伝わり、少しでも同地域への赴任に興味を持って頂けたら幸いです。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

28期 (1974/昭和49年)

遠い記憶の修習時代

会員 吉野 徹 (28期)

1974年4月に28期司法修習生として湯島の研修所に入所した。

当時は、修習生に月額10万弱（現在の20万円相当か）の給料が支払われ、わずかながらボーナスらしきものも支給されていた。現在の修習生と比べれば恵まれた環境であったが、その時、私は7年間の社会人生活を送り、結婚して子供もいた。そのうえ、住宅ローンもあったので、独身の修習生のように優雅な修習生活を送るというわけにはいかなかった。

研修所のクラス60名ほどのうち女性修習生はわずか2名であった。今からは想像のつかない少なさであった。

当時、検察官への任官希望者は少なかったが、私のクラスの検察教官の人気は高く、クラスから多くの検察官任官者を出した。教官の修習生に対する影響の大きさを実感した。

司法試験に民訴を選択していなかったため、民裁修習では要件事実苦しめられ、自宅起案等に時間をとられた前期修習であったが、4か月はあっという間に過ぎ、教官の後期修習が始まる頃には実務家の顔になって戻ってくるはずだという声に励まされて実務修習地に向かった。

実務修習地の浦和（現さいたま）地方裁判所の建物は前年に新築移転されたばかりで、まだ本館しかなかった。

建物の裏庭にはテニスコートがあったが、今はその場所にC棟が建ち、D棟も建て増しされている。

建物の3階に修習生用の部屋が与えられ、昼休み

には修習生がそこに集まって、情報交換をしたり囲碁に興じたりしていた。

浦和地裁に配属されたのは17名であった。

当時の埼玉では自宅兼事務所の弁護士が多く、また、弁護士一人の事務所が多かった。

私の指導をしてくれた弁護士は自宅から4、5分のところにビルを所有し、その1階を事務所にしていていた。

自衛隊を定年退職した年配の男性事務員一人いるのみで、私が毎朝出勤するとその男性がお茶をいれてくれるというレトロな雰囲気の仕事所であった。

その弁護士は毎日車で裁判所まで往復していたので、その車中で経験談や弁護士としての心構え、依頼者との接し方など聞かせてくれ、いわゆるマチ弁としての生き方を間近に見ることができた。小規模事務所ならではの修習の良さかもしれない。

45年前の修習であり、記憶に残っていることも少なくなっているが、民裁修習中に子供が生まれた。

原告席の後ろの修習生の席で民事裁判を傍聴していたときに、裁判官室の事務官の女性が法廷に入ってきて、私に「ご自宅から男の子が生まれたという電話がありました」と耳打ちしてくれた。傍聴していた事件がどのような裁判であったかは忘れたが、その法廷の様子は今でも脳裏に刻まれている。

2年間、多くの経験をさせていただいた期間であったはずであるが、今では記憶は薄れて、あまりない。

置かれた場所と真実の花

会員 笹本 花生



私が小学生の時、父が初めて本を執筆した。初版のうちの一冊を「花生へはメッセージ付きだよ」と渡され、ドキドキしながら表紙をそっとめくると、父の几帳面な字で、「随所作主 立処皆真」と書かれていた。父によると、これは、臨済宗の開祖である臨済禅師の教えとして『臨済録』に遺された言葉であり、置かれた場所で主体性をもって一所懸命にやるならば、どこであってもそれは真実である、という意味らしい。小学生の私にはまいちピンと来なかったが、今になってこの言葉の奥深さを感じるところである。

「置かれた場所で咲きなさい」というのは渡辺和子シスターが生前繰り返し仰った言葉であり、渡辺シスターはこの言葉をタイトルにした書籍も出版された（幻冬舎、2012年）。私の父は、渡辺シスターのこの言葉が大好きであり、私が大学に合格した際も、「置かれた場所でめいっぱい咲きなさい」と言って送り出してくれた。先の「随所作主 立処皆真」という言葉と「置かれた場所で咲きなさい」という言葉は、自分が置かれた場所で精一杯努力することに真実を見いだすという点で共通している。

その後、父は病気になり、病床から家族に宛ててビデオメッセージを遺した。そのなかで父は、「私は、置かれた場所のちょっと先で咲こうといつも思っていた」と語った。先の臨済禅師や渡辺シスターの言葉を生涯大切にしていた父が、最期に選んだのがこのメッセージであった。ビデオを収録した3日後、父は天国へと旅立っていった。父が、「置かれた場所」ではなく、「置かれた場所のちょっと先」で咲こうと

思ったのは何故だったのだろうか。私は、弁護士一年目を駆け抜けながら、遺されたメッセージの意味を考えていた。

父は常々、「自分ひとりが幸せになっても何も意味が無い。みんなが幸せになる方法を考えろ」と言っていた。私は、この言葉が「置かれた場所のちょっと先で咲きたい」という言葉とリンクしているように思う。

「置かれた場所」で目の前の与えられた使命に向き合って最善を尽くすのが第一段階。そのうち、より広い視野をもって「置かれた場所のちょっと先」を考える第二段階がくるのかもしれない。それでは、やり尽くして「咲く」とはどのような意味だろうか。能を大成した世阿弥は、『風姿花伝』の中で「時分の花をまことの花と知る心が、真実の花になほ遠ざかる心なり。ただ、人ごとに、この時分の花に迷ひて、やがて花の失するを知らず」と書いた。「時分の花」である一瞬の功績に慢心することなく、「真実の花」を咲かせられるまで、じっくりやり尽くすことが重要であるようだ。臨済禅師は「立処皆真」といったが、それは「随所作主」が前提である。やり尽くさない限り、真実の花は咲かない。そしてやり尽くして初めて、「置かれた場所のちょっと先」が見えるのかもしれない。

今の私はどのように咲こうとしているだろうか。咲く場所は合っているのだろうか。ちょっと先には何があるのだろうか。そんなことを考えながら、しかしいくら考えても答えは分からない。今の私はひとまず、今置かれている場所で精一杯やり尽くし、ここで真実の花を咲かせられるよう頑張るのみである。

『残酷な王と悲しみの王妃』

中野京子 著 集英社文庫 704 円 (税込)

ヨーロッパ政治史の裏にひそむ
血の通った人間の壮絶なドラマ

会員 田村 里佳 (72 期)



ヨーロッパの人物名はどれもこれも似通った名前なので、受験時代、その暗記に頭を悩ませた方は少ないだろう。挙句、国同士が近接し、その勢力を争うせいで、国を越えて嫁ぎ嫁がれが繰り返され、王族同士は国を跨いで親戚である。イングランド女王なのにスペイン王の血も引くお前はなんだ、と、数百年経って我々が政略結婚に翻弄される有様だ。本書は、そうして世界史を嫌厭してしまっていた人に薦めたい一冊である。

本書では、タイトルのとおり、「悲しみの王妃」が、権力と女を欲する「残酷な王」に翻弄され、やがて無残に死んでゆく、そんなエピソードが五章に分けて綴られている。ヒロインである彼女らは熾烈な嫁姑戦争や妻愛人戦争を繰り広げ、また、王と結婚したがばかりに悲惨な末路を辿る。

メアリー・スチュアートは、スコットランド女王の地位を保持しながらフランス国王妃でもあり、その美貌はヨーロッパ中に鳴り響いていた。まさしく少女漫画のヒロインである。だが姑を敵に回し、夫の死を契機にその栄華は瞬く間に昔日のものへと変わる。最後には、父の従姉妹であるエリザベス一世により処刑される。バッドエンドだ。

エリザベス一世の母、アン・ブーリンは、王妃キャサリンの女官であった。しかし、ヘンリー八世に熱烈に恋され、三角関係はヘンリー八世と王妃キャサリンの離婚裁判にまでもつれこむ。恋の駆け引きの末、アン・ブーリンは、いわば愛人の身でありながら正妻のキャサリンを蹴落とす。だが最終的には、男児を産めず不仲になり浮気され、姦通罪を擦り付けられ処刑される。

やはりバッドエンドだ。

このように、かつて習ったヨーロッパ政治史の裏には、実は、愛憎と血に塗れた現代風のスキャンダルが隠れている。歴史に関心を持てなかった人でも、無味乾燥な史実の羅列が血の通った人間の物語に感じられ、俄然興味が湧いてこないだろうか。

絵画に関心を持ってない方にも、本書を薦めておきたい。絵画といえば、金持ち王侯貴族が権威の象徴として世紀の画家たちに描かせるものであり、壮絶なドラマを持つ王と王妃の話は、絵画抜きに語ることはできない。本書においても、折に触れて彼らの絵画が紹介されている。

マルガリータ・テレサに関していえば、本書の表紙にもなっているベラスケス画『ラス・メニーナス』——オリジナル・タイトルは『王の家族』——が挙げられている。この絵画の意図は何にあるのか、一説によれば、「マルガリータがスペインの正式な後継者だと、内外に知らしめる」ことだという。かつて日の沈まぬ国と称されたスペインにおいて栄華を極めたハプスブルク家、その後継者と目されていた少女の姿だと聞けば、その荘厳さに魅入られる。

余談だが、今年の今頃大流行したゲーム「あつまれどうぶつの森」では、美術商のキツネが種々の名画を元ネタにした絵画を『○○なめいが』と名付け売っている。『ラス・メニーナス』も例外ではないが、そのアイテム名は『おごそかなめいが』。意外と的を射た命名だと感心してしまった。

本書を通じて歴史を紐解けば、きっと誰もが王侯貴族のドラマに魅了されずにはいられない。



おうち時間に…空間アレンジのすすめ

会員 細沼 萌葉 (72 期)

弁護士になって、というより社会人になって気付いたこと。それは、人は、「空間」に知らず知らずのうちに影響を受けているということです。その場所で何をするか、誰と過ごすかも、もちろんとても大事ですが、どのような「空間」に身を置くかということも非常に大事だと感じています。私は、事務所に自分好きなデザインや内装のスペースがあるので、少し寝不足の朝でも、事務所に来てその空間を目にすれば、清々しい気分になります。

そして、おうち時間が長くなった今。自宅の空間も完全に自分好みにアレンジしたいと、試行錯誤を繰り返しています。好みは人それぞれなわけですが、自宅の見慣れた景色に飽きてきた方や、何となく気分転換をしたい方に向けて、私なりの空間アレンジのポイントを簡単にご紹介したいと思います。

1 テーマカラーを決める

色の組み合わせだけでなく、バランスまで考えることがポイントです。一般に、

ベースカラー 70%

メインカラー 25%

アクセントカラー 5%

とするとバランスが良く、空間の統一感が出ると言われています。例えば、私の場合は自宅の壁が白なので、ベースカラーを白、メインカラーをベージュ、アクセントカラーを落ち着いた薄いピンクと決め、木材の家具等でベージュを取り入れています。このテーマカラーは、表面積の大きいカーテンやベッドカバー等の色を変えることで簡単に変更できますが、それだけで空間の雰囲気が大きく変わりますので、ぜひお試しください。

2 家具や小物の多様な配置を考える、試す

ダイニングテーブルやベッドなど、1番大きな家具の配置を最初に決めるとレイアウトが考えやすくとよく言われます。しかし、そんなことには拘らず、自分がどうしても確保したい空間から考えて、周りの空間もそれと

調和が取れるよう、実際に家具をいろいろな位置に動かしてみるのが私のお勧めです。

私の場合は、日の光が差し込む空間に最も重きを置いているので、ここから考えます。できれば文字通りの「空間」として存在させたいので、その空間には何も置かず、その近くに最もよく使う家具を置き、残りの空間はこれらの空間と断絶なく緩やかに繋がるよう、家具等を色々なパターンで実際に配置して、決めています。

3 他とのバランスを考えて家具を選ぶ

家具選びについては、人によって重視する点が異なると思いますが、材質や色味を可能な限り統一すると、空間にまとまりが出ます。ちなみに、アッシュ材やウォールナット材等の広葉樹の木材は硬くて耐久性が高いため、長年使用したい家具に適し、スギ材やパイン材等の針葉樹の木材は柔らかく軽量のため、頻繁に移動させたい家具や、優しい印象を与えたい場合にお勧めです。

また、空間に奥行きを出したい、もっと広く見せて開放感を出したいとお考えの場合には、全体的に背の低い家具を選ぶと良いです。

4 緑を取り入れる

テーマカラーとは別に、植物を置くということも重要なポイントです。私はワイヤープランツの小さな鉢をテーブルの



上に置っていますが、植物は、人工の家具や小物には醸し出せない柔らかく繊細なニュアンスを出してくれるので、小さいものでも、存在しているだけで空間の雰囲気を大きく変えます。

ご関心を持っていただけた方には、まずは1つ取り入れていただき、快適な空間作りの一助となれば幸いです。

改めて女性差別の解消と男女共同参画の意義を考える会長談話

2015年に国連で採択され、日本も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の持続可能な開発目標（SDGs）においては、2030年までに、あらゆる場所における全ての女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること等が掲げられています。

意思決定の過程で可能な限り男女を均等にすること（男女共同参画）は、意思決定に関わる者の多様性を確保するための大前提であり、そうでない限りそれ以上のダイバーシティ（多様性）、インクルージョン（排除しないこと）の達成は考えられません。

しかし、日本の男女共同参画の推進状況は、特に政治分野や経済分野で非常に遅れており、世界経済フォーラムが2019年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）」では、153か国中121位という低順位でした。日本の男女共同参画の取り組みが遅れている要因の一つは、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等が指摘されています。

しかるに、今般、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の会長を辞任した森喜朗氏は、スポーツ団体ガバナンスコードの女性理事目標割合（40%）について消極的とも取れる発言を行うとともに、女性の会議参加や会議での発言に関してネガティブな評価を下したかのような発言を行ったものであり、その主観的意図はともかく、その発言内容は客観的には差別発言と言わざるを得ません。

さらに、森氏の発言は、本来個人単位で評価されるべき組織関係者の職務遂行能力をその性別に基づき一律に論じるものであって、個人がその性別にかかわらず活躍できる社会を目指すジェンダー平等の理念にも真っ向から反する不当なものです。

言うまでもなく、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、スポーツの機会の享受に際して、性別を包含いかなる理由による差別をも許さないオリンピック憲章（オリンピズムの根本原則第4項及び第6項）に基づき同競技大会を運営する組織体として、自らその理念を体現すべきであり、国内外からそれを強く期待されています。

今回、森氏の後任の会長は橋本聖子参議院議員に決定しましたが、会長の交替に留まることなく、性別による差別発言が生まれる土壌そのものを一掃し、各人の多方面に渡る知識、経験、能力が性別とは一切無関係にいかんなく発揮される組織体へと同組織委員会を生まれ変わらせることこそが、組織のガバナンス改革として求められていると言わなければなりません。

男女共同参画が、「建前」として求められているのではなく、よりよい社会の基礎であること、様々な立場の構成者に配慮が行き届く社会の実現のために必要であることについて、今回の森氏の発言を巡る騒動を機に、自らを含め、改めて認識を新たにすべきと考えます。

当会は、2011年から、5年ごとに、男女共同参画基本計画を策定し、同計画に掲げた重点目標及び個別目標の実現に向けて、具体的に定められた行動計画を会の規範として、徐々にではありますが、目標を達成しながら、男女共同参画実現への取組みを進めてきています。

今後とも、引き続き弁護士会の男女共同参画を推進していくとともに、社会におけるジェンダー平等と男女共同参画の実現のため、これからも積極的な提言及び不平等の是正に取り組むなど、不断の努力を続けていく決意です。

2021(令和3)年2月22日
東京弁護士会会長 富田 秀実

特定商取引法の書面交付のデジタル化に反対する会長声明

1 政府は現在、特定商取引に関する法律（特定商取引法）を改正し、同法が書面（紙）による交付を事業者に義務付けている概要書面（契約の概要について記載した書面）や契約書面（契約の内容を明らかにする書面）等について、顧客（消費者）の承諾を得た場合に電磁的方法により送付することを可能にしようとする方針を示している。

2 そもそも、特定商取引法は、不意打ちの勧誘（訪問販売等）や利益誘引勧誘（マルチ商法等）など、消費者が受け身の立場に置かれ、冷静な判断が困難となる取引類型を規制することで、取引の公正を確保し、もって消費者保護を図ることを目的としている。そして、同法には、登録制等の参入規制がなく、重要事項説明義務も定められておらず、このような法体系において、消費者保護を全うするための重要な規制として書面交付義務が定められている。

これらの書面は、消費者に契約条件や内容について情報提供を行い、その明確化を図るとともに、その交付がいわゆるクーリング・オフの期間の起算点となるなど、極めて重要な意義を有している。しかも、クーリング・オフの事項は、これらの書面に赤枠・赤字・8ポイント以上の活字で記載しなければならないとまでされているのは、ここまでの厳格な規制をしなければ消費者に対する注意喚起の機能が果たされないという立法事実に基づくものである。また、書面の存在により、高齢者が締結してしまった不当な契約に家族や見守り活動者が気づき、被害が発覚するというような、消費者保護分野における書面の機能も重要である。

このような書面の性質を前提とすれば、特定商取引法の書面交付

をデジタル化することにより、消費者に対する情報提供や注意喚起、とりわけクーリング・オフの権利の告知の効果が弱まり、消費者保護という法の目的を達成できないことは明らかである。

3 また、令和2年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者に関する消費生活相談は依然として高水準で推移しており、2019年は全体の33%を占め、他の年齢層に比して、訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入の割合が高い（同白書28頁、31頁）。また、2022年4月1日には民法の成年年齢が引き下げられ、若年者の被害防止対策が喫緊の課題とされているところ、20歳代を中心にマルチ商法被害が増加している（同白書31頁、48頁）。

このような状況下において、しかも、上述したような特定商取引法が規制している取引類型においては、冷静な判断が困難となる勧誘がなされる類型的状況があり、消費者の承諾の真意性、任意性を担保することは困難であるから、書面交付のデジタル化は、たとえ消費者の承諾を得た場合に限ったとしても、消費者保護の趣旨に反するものである。

4 以上のとおり、政府が押し進めようとしているデジタル化は、他の分野はさておき、こと消費者保護の分野においては許されないものであって、取引社会における人権問題といっても過言ではない。

よって、当会は、特定商取引法の書面交付をデジタル化する法改正に反対するものである。

2021(令和3)年2月24日
東京弁護士会会長 富田 秀実

入管法改正案（政府案）に反対する会長声明

政府は、本年2月19日、出入国管理及び難民認定法改正案（以下「本法案」という。）を国会に提出した。

本法案は、そもそも2019年6月に大村入国管理センターで発生した長期被収容者の餓死事件の発生を契機に、このような事件の再発防止と入管の長期収容問題解決を念頭にした議論を経て、政府から出された改革案であったはずである。

ところが、蓋を開けてみれば、本法案は、①退去強制手続関連の罰則を多数創設し、②難民申請中の強制送還を一部解禁し、③難民に準ずる「補完的保護」の範囲もむしろ極めて限定的に設定し、また、④在留特別許可における原則不許可類型を設定し、さらには⑤一般面会の原則録画制度を新設するなど、全体として外国人や被収容者の権利を広汎に制限する一方、入管収容の期間の上限設定や短縮、司法審査の導入、難民認定制度自体の適正化といった抜本的改革はおこなって見送っている。まさに、入管当局の権限強化を一方的かつ徹底的に図るだけの内容であり、当初の目的から乖離していることに、驚きを禁じ得ない。

当会の会長声明で従前述べてきたとおり（2019年10月31日、2020

年6月22日、同年12月21日付各会長声明）、長期収容問題の解決のためには、入管収容制度自体の抜本的見直しに加え、難民認定基準や在留特別許可基準の適正化・透明化・公正化といった方策こそが、まずもって進められなければならない、厳格な要件と手続を法律で直接に定めることによって、恣意的な行政を抑制することが不可欠である。

世界人権宣言前文は「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要である」と謳っている。肝要なのは「法の支配」である。本法案は、入管の「裁量による支配」を基本的なスタンスとし、これをさらに拡大しようとしている点ですでに出発点から誤っており、もはや部分的な手直しによる対応は不可能といわざるを得ない。

当会は本法案につき、抜本的な見直しを行うことないしは直ちに廃案とすることを求める。

2021年3月8日

東京弁護士会会長 富田 秀実

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から10年を迎えるにあたっての声明

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、節目となる10年を迎えた。あらためて犠牲者の皆様に哀悼の意を表すとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げる。

発災当時、我々は、東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部及び関東弁護士会連合会支援統括本部を設置し、東京都内等の大規模避難所における面接相談や、福島県・宮城県・岩手県の各被災地避難所等における出張相談を行った。また、区市町村の運営する避難所や都営住宅等の借り上げ住宅にて避難生活を継続する被災者のために、都内各地にて相談会を随時開催し、現在も定期開催を継続している。発災の約半年後より開始した原子力損害賠償・廃炉支援機構の実施する福島県内各地や東京本部事務所での個別相談会や説明会への弁護士派遣は、現在でも重要な活動の一つとして位置付け、毎月10名程度の担当弁護士の派遣を継続している。さらに、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求の代理人として原子力損害賠償紛争解決センターへのADR（裁判外紛争解決手続）申立てや訴訟提起を行ってきたほか、同センターの仲介委員や調査官としてADR和解成立に尽力してきたところである。

令和2年12月の「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」において、政府は「復興期間を令和2年度までの10年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。」とし、「こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まわつくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入っている。」もしくは「福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現し、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、福島の復興・再生が本格的に始まっているが、今後も国が前面に立って、中長期的な対応が必要である。」等、復興の現状についてその概要を報告している。しかし、真の復興を実現するためには、住居等生活問題、損害賠償問題等、個々の被災者が抱える悩みに応じたいきめ細やかな災害ケースマネジメントの観点からする施策にも注力していく必要がある。

福島第一原子力発電所事故のかつてない甚大な被害から、未だ多くの被害者が、家族や知人を失った悲しみから立ち直りきれず、また、わが家を失い、ふるさとを失ったまま不安定な生活を送り、さらに、帰還した者も、職を失ったり地域コミュニティの喪失や変容を感じたりするなど、かつての生活を取り戻すことができないままという状況にある。現在（令和3年2月8日時点）でも全国の避難者数は約4万1000人に上ることや、約1万2000人を超える被災者が福島第一原子力発電所事故に基づく損害賠償を求め全国各地の裁判所に集団提訴した損害賠償請求事件は未だ紛争が継続中であって解決に至っていない現実と真摯に向き合わなければならないであろう。

また、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求については、

「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」により消滅時効の期間が10年とされたものの、国は法改正による再延長はしない方針を固めている。原子力損害賠償・廃炉支援機構においても、未だ何らかの事情により損害賠償請求権の行使に困難を有する者が相当数存在するとの認識であり、また東京電力ホールディングス株式会社は「3つの誓い」の一つとして「最後の一人まで賠償貫徹」を謳っているため、消滅時効の趣旨や起算点の解釈による個別の被害者に対する損害賠償請求権の行使の支援を今後も継続していくべきであるが、これら被害者の不安を払拭するためにも、法改正による再延長が望まれる。

福島第一原発では今後汚染水の処理や廃炉作業が進められることになるが、現行基準値を超える放射線量の漏出があってはならず、新たな風評被害対策も欠かせない。もっとも重要なことは福島県民および国民の安全安心を第一に作業を進めなければならないことである。

ところで、東日本大震災では広範な地域で津波被害が発生した。津波被災地では復旧が進んでいるように見えるが、住民一人一人のケースマネジメントを通じて生活再建支援に取り組まなければならない。そして、多くの地域で住民の皆様によって新たな生活拠点におけるコミュニティ作りが進められているも、復興支援住宅で入居者が孤立して生活を送ることがないように自治体等による支援継続が必要である。また、国は産業の育成・発展への支援をこれからも継続していかなければならない。

東日本大震災は、我々弁護士にとって、自ら被災者に接してその気持ちに寄り添うといういわゆるアウトリーチの大切さを実感し、また、生活上の悩み相談や情報提供なども行うという、通常法律相談に留まらない活動の意義を認識する大きな転機となった。そして、平時よりBCP（事業継続計画）の整備等、新たな大震災への備えを検討することの必要性を痛感させる契機となった。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、毎年のように全国各地で発生する地震災害、台風・豪雨災害について電話相談を中心とする支援を行うなどの活動に取り組む、今年度の感染症型災害（コロナ禍）においても、電話相談等を行うとともに、自然災害債務整理ガイドラインのコロナ禍適用特則に応じて、生活上の悩み相談や情報提供の相談態勢や登録支援専門家委嘱態勢を整えるなどの活動を行っているが、被災者・被害者の人権擁護のため、個々の被災者・被害者に寄り添いつつ、その生活再建や適切な賠償の確保のために、より一層の努力をする所存である。

2021年（令和3年）3月11日

関東弁護士会連合会 理事長 伊藤 茂昭
東京弁護士会会長 富田 秀実
第一東京弁護士会会長 寺前 隆
第二東京弁護士会会長 岡田 理樹